

農林水産省政策評価結果の概要

(平成20年度に実施した政策の実績評価結果)

平成 2 1 年 7 月

農林水産省

農林水産省の政策評価の経緯

(1) 政策評価制度の導入

我が国の行政において、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映させていくことが課題となっているとの認識の下、平成13年1月の中央省庁改革に伴い、全省庁に政策評価制度が導入されました。

政策評価は、平成13年6月に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、政策の必要性、有効性、効率性を自ら評価し、その評価結果を政策に反映することを目的に実施されています。

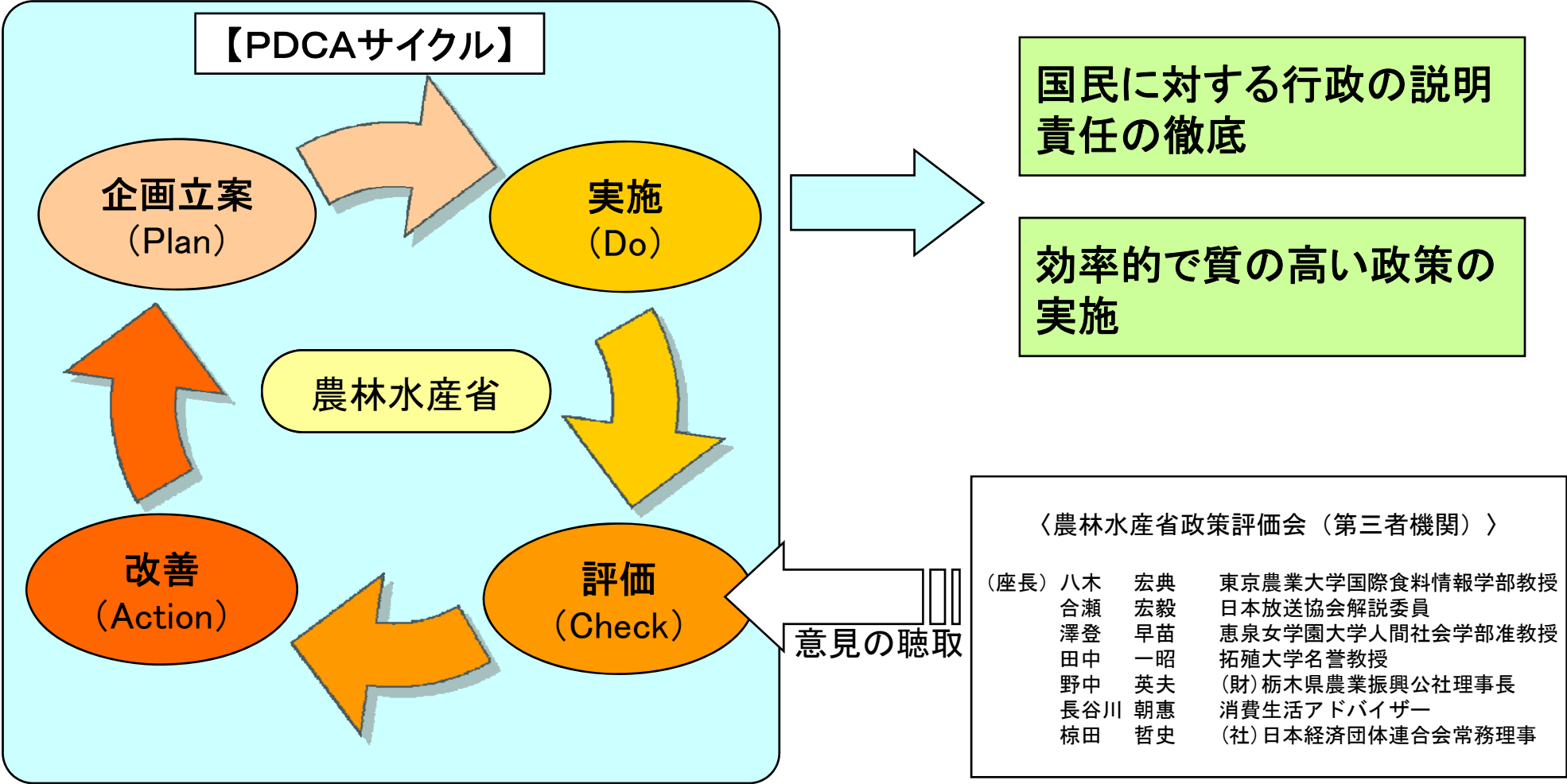
(2) 農林水産省の政策評価の経緯

農林水産省では、食料・農業・農村基本計画において、「計画に従って各施策を実施するに当たっては、必要に応じ、第三者機関による評価を活用することも含め、適切な時期に施策の評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ施策内容等の見直しを行うものとする」とされたことから、他省庁に先駆けて、平成12年度に実施した政策から評価を始めています。

食料・農業・農村基本計画に基づき、農業の体質強化や攻めの農政の推進などに取り組んでいる中、より効率的で質の高い農林水産行政を実現するためには、政策評価の推進が不可欠です。

農林水産省の政策評価

農林水産省は、政策の透明性を確保し、効率的に実施していくため、政策評価を実施しています。
 農林水産省が政策評価を実施するに当たっては、第三者委員からなる「農林水産省政策評価会」からの意見を聴き、反映させることにより、政策評価の客観性の確保に努めています。



農林水産省

国民に対する行政の説明責任の徹底

効率的で質の高い政策の実施

〈農林水産省政策評価会（第三者機関）〉

(座長)	八木 宏典	東京農業大学国際食料情報学部教授
	合瀬 宏毅	日本放送協会解説委員
	澤登 早苗	恵泉女学園大学人間社会学部准教授
	田中 一昭	拓殖大学名誉教授
	野中 英夫	(財) 栃木県農業振興公社理事長
	長谷川 朝恵	消費生活アドバイザー
	棕田 哲史	(社) 日本経済団体連合会常務理事

政策評価の方式

農林水産省の政策評価においては、農林水産省政策評価基本計画(平成18年3月農林水産大臣決定)に基づき、実績評価、総合評価、事業評価を実施しています。

実績評価

一定のまとまりのある政策分野ごとに目標(アウトカム・ベースの定量的な目標)を定め、毎年度その目標に対する実績を測定する評価方法

政策手段別評価

実績評価を補完するものとして、達成ランクが「C(有効性に問題がある)」となった目標・指標については、これに関連する政策手段(原則として、予算額が上位2位までの予算事業)を対象に、必要性・有効性・効率性を評価し、問題のある政策手段については、廃止を含め抜本的な見直しを検討。

総合評価

時々の重要課題を対象に、様々な角度から掘り下げて検討する評価方法

事業評価

公共事業、研究開発の個々の地区、課題等について事前、期中、完了後に評価
新設又は改廃する規制について事前に評価

実績評価

政策分野
〔一定のまとまりのある政策〕

政策手段別評価

個々の予算事業等

事業評価

公共事業の地区ごと
研究開発の課題ごと
新設又は改廃する規制ごと

政策分野

政策分野

政策分野

総合評価
(時々の重要課題)

平成20年度に実施した政策の政策分野一覧(実績評価)

【政策分野 17分野】 (実績評価を実施)

(政策手段別評価を実施した政策手段)

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。



【目標: 植物新品種の品種登録に係る平均審査機関の短縮】

【政策手段】

- ・品種登録迅速化総合電子化システム
- ・審査制度国際化促進情報整備協力事業

【目標: 10a当たりのたい肥施用量(水稲)及びエコファーマーの認定件数の増加】

【政策手段】

- ・有機農業総合支援対策
- ・土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業

【目標: 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現】

【指標: 景観農業振興地域整備計画の策定数】

【政策手段】

- ・景観・自然環境保全形成支援事業のうち 田園景観土地利用推進事業

平成20年度に実施した政策の評価結果の概要(実績評価)

- 評価対象とした53の目標のうち、約6割の達成ランクが「A(又はおおむね有効)」となりました。
- 政策評価の結果は、翌年度の予算事業等に反映させることとしており、目標に対する評価が「B(又は有効性の向上が必要)」又は「C(又は有効性に問題がある)」とされたものに係る政策のほか、Aとなったものについても、評価の内容を十分に点検し、政策の見直しに結びつくようにしています。

【20年度に実施した政策の評価結果】

A	30目標	(57%)
B	21目標	(40%)
C	2目標	(4%)
合計	53目標	(100%)

定量的な目標の場合		定性的な目標の場合
ランク	達成度合	評価
A	90%以上	おおむね有効
B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要である
C	50%未満	有効性に問題がある

※1 定量的な目標の場合、目標の特性等により、達成度合いのランク分けの設定(%)を変更することがある。

※2 達成ランク分けに当たっては、暫定値、推計値等を用いている場合がある。

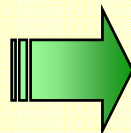
(参考)19年度に実施した政策の評価結果の反映状況

19年度に実施した政策の評価結果

A	39目標	(72%)
B	12目標	(22%)
C	2目標	(4%)
その他	1目標	(2%)

合計 54目標 (100%)

※その他：政策評価会において結果が示されていなかったが、その後の集計でAランクとなったもの。



予算事業への反映状況

19年度の予算事業数：630事業

このうち平成20年度又は21年度において

何らかの改善を行ったもの 298事業 (47%)
うち廃止又は一部を廃止したもの 123事業 (20%)

平成20年度に実施した政策の評価結果一覧(実績評価)

定量的な目標の場合		定性的な目標の場合
ランク	達成度合	評価
A	90%以上	おおむね有効
B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要である
C	50%未満	有効性に問題がある

※1 定量的な目標の場合、目標の特性等により、達成度合いのランク分けの設定(%)を変更することがある。
 ※2 達成ランク分けに当たっては、暫定値、推計値、実績値の推移等を用いて判断している場合がある。

政策分野 (17分野)	目標・達成目標 注: 黒字=定量的目標(①) / 白ヌキ字=定性的目標(●)		平成20年度の達成状況
	食品産業の競争力の強化	① 食品製造業の経営基盤の強化 ② 食品流通の効率化 ③ 食品産業の国際競争力の強化	
主要食糧の需給の安定の確保	① 米の需給の安定の確保 ② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給	(おおむね有効) (おおむね有効)	
食の安全及び消費者の信頼の確保	① 食品の安全性の確保 ② 家畜伝染病等の対策の推進 ③ 植物防疫対策の推進 ④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理の推進 ⑤ 消費者の信頼の確保	(おおむね有効) (おおむね有効) (おおむね有効) (おおむね有効) A	
望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上 ② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の向上	B A	
国産農畜産物の競争力の強化	① 米生産コストの低減 ② 大豆の生産コストの低減 ③ 生乳生産コストの低減 ④ 肉用牛生産コストの低減 ⑤ 飼料作物生産コストの低減 ⑥ 麦の新品種作付シェアの向上 ⑦ 指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量の増加 ⑧ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮 ⑨ 効果的・効率的な普及事業の推進	A A A A A B A A C B	
環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	① 10a当たりのたい肥施用量(水稻)及びエコファーマーの認定件数の増加	C ※1	
意欲と能力のある担い手の育成・確保	① 担い手の育成・確保 ② 担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進 ③ 人材の育成・確保	B B B	
農業者への経営支援の条件整備	① 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 ② 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	(おおむね有効) (おおむね有効)	

の食料の安定供給の確保、農林水産物の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	政策分野 (17分野)	目標・達成目標 注：黒字＝定量的目標(①)／白ヌキ字＝定性的目標(②)		平成20年度の達成状況	
		農業・農村の整備・保全を推進するとともに、農村の経済の活性化や都市との交流等を促進し、農村の振興を図る。	農地、農業用水等の整備・保全	① 優良農地の確保・保全 ② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 ③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 ④ 農地海岸の保全・海辺の再生	
	都市との共生・対流等による農村の振興	① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 ② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 ③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現		B B B	※2
森林の多面的機能の発揮を図るとともに、それに重要な役割を果たす林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図る。	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進 ③ 山地災害等の防止 ④ 森林病害虫等の被害の防止 ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 ⑥ 山村地域の活性化		A B A B (有効性の向上が必要である) (有効性の向上が必要である)	
	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	① 望ましい林業構造の確立 ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進		(有効性の向上が必要である) A	
水産物の安定供給体制の整備を図るとともに、それに重要な役割を果たす水産物の健全な発展を図る。	水産物の安定供給の確保	① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 ② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開		B B	
	水産物の健全な発展	① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産物・漁村の多面的機能の発揮 ③ 水産関係団体の再編整備		A A B	
バイオマスの利活用を推進し、循環型社会の形成を加速化する。	バイオマスの利活用の推進	① バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化 ② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大		A A	
世界の食料需給の安定に貢献するとともに、我が国の農林水産物等の輸出を促進する。	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力の推進 ② WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力の推進 ③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応		A A A	
	農林水産物・食品の輸出の促進	① 農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする		(有効性の向上が必要である)	

※1 目標「10a当たりのたい肥施用量(水稲)及びエコファーマーの認定件数」の指標のうち「水稲の10a当たりのたい肥施用量」が、Cランクとなった。

※2 目標「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」の指標のうち「景観農業振興地域整備計画の策定数」が、有効性に問題がある指標となった。

平成20年度実績評価書要旨

	ページ
1 食品産業の競争力の強化 -----	9
2 主要食糧の需給の安定の確保 -----	11
3 食の安全及び消費者の信頼の確保 -----	13
4 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進 -----	16
5 国産農畜産物の競争力の強化 -----	18
6 環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換 -----	21
7 意欲と能力のある担い手の育成・確保 -----	23
8 農業者への経営支援の条件整備 -----	25
9 農地、農業用水等の整備・保全 -----	27
10 都市との共生・対流等による農村の振興 -----	30
11 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 -----	33
12 林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進 -----	37
13 水産物の安定供給の確保 -----	39
14 水産業の健全な発展 -----	41
15 バイオマスの利活用の推進 -----	44
16 食料・農業・農村に関する国際協力の推進 -----	46
17 農林水産物・食品の輸出の促進 -----	48

平成20年度政策の政策手段別評価書

1 品種登録迅速化総合電子化システム -----	49
2 審査制度国際化促進情報整備協力事業 -----	52
3 有機農業総合支援対策 -----	55
4 土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業 -----	58
5 景観・自然環境保全形成支援事業のうち田園景観土地利用推進事業 -----	61
(参考)農林水産省政策評価会委員による意見の概要と対応状況 -----	66

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：総合食料局総務課

施策名	食品産業の競争力の強化 (実績評価書①)	政策体系上の位置付け
		I-①
施策の概要	国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、個々の食品企業の自由な経済活動を基本としつつ、食品産業の競争力の強化に資する以下の施策を実施する。 ① 食品製造業の経営基盤の強化 ② 食品流通の効率化 ③ 食品産業の国際競争力の強化	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 食品産業の競争力の強化に当たっては、20年度において施策を進めたところ、各々の目標の達成状況は、「食品製造業の経営基盤の強化」は「おおむね有効」であり、「食品流通の効率化」及び「食品産業の国際競争力の強化」は「有効性の向上が必要」となり、一層の改善が必要である。</p> <p>① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、関連する取組を更に推進していくとともに、最近の食の安全に対する要求の高まりに応えるため、HACCP手法の導入等、食品産業における品質管理を強化することが必要である。</p> <p>② 「食品流通の効率化」については、商物分離電子商取引の導入が目標どおり進んでいないことから、市場関係者に対して商物分離電子商取引を導入した市場における経費削減等の効果について、一層の普及を図り、システムの導入を推進する。また、基幹的流通拠点である卸売市場の再編や、食品販売業者と生産者との直接取引の強化等を通じ、多様な食品を安定的かつ効率的に供給し、消費者の食品に対するニーズの多様化・高度化に対応していくことが重要である。</p> <p>③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、東アジアへの投資促進において対象国の政治不安や世界的な経済状況の悪化の影響を強く受けたものと考え。我が国食品産業の健全な発展を図る上での重要性を鑑み、これまでの取組を拡充しつつ、日系食品企業の円滑な事業活動への重点的支援等の強化することが重要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、多様化・高度化する消費者ニーズ、国際化の進展等の中、消費者の多様な需要に的確に対応した安全な食料の安定供給という食品産業の役割を強化するため、地場の農産物、人材、技術等の地域資源を活用するなど特色ある取組を実施する食品企業の創出・実践を支援する必要がある。</p> <p>② 「食品流通の効率化」については、国民生活を営む上で最も基礎的な物資である食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するため、卸売市場の整備や、電子商取引、ユビキタス・コンピューティング技術の活用など先進モデルの提示等を推進する必要がある。</p> <p>③ 「食品産業の競争力強化」については、我が国食品産業の国際競争力の強化を図るため、東アジアと共に成長・発展するという視点に立ち、東アジアにおける我が国食品産業の投資促進を図る施策を推進する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、地域段階において食品産業を核とした産学官連携体制である協議会の活動とともに、地域ブロックごとの食料産業クラスター連絡協議会において意見交換等を行うなど、地域の食品産業及び農林水産業等のニーズに即した取組を行っており、効率的に事業を実施している。</p> <p>② 「食品流通の効率化」については、新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業等の実施に関する検討や実施結果の評価において、民間有識者の意見を取り入れること、強い農業づくり交付金においてポイント制による実施効果の高い交付先の選定等を行っており、効率的に推進している。</p> <p>③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、東アジアへの投資に関連する諸機関（食品産業界、関係省庁、ジェトロ等）と連携して、情報の収集や提供をし、またセミナーの共催等の取組を実施しており、効率的に事業を実施している。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、20年度の食品産業の景気動向が、売上高動向指数でみると、上半期がプラス3.0、下半期がマイナス2.9となっている中で、食料産業クラスター事業に参画している食品製造企業（119社）の平成20年度の推計製品出荷額は対前年比1.6%増、出荷額動向指数はプラス32.0となっていることから、目標の達成状況は「おおむね有効」となった。</p> <p>② 「食品の流通の効率化」については、商物分離電子商取引を導入している中央卸売市場の</p>	

割合は平成20年度目標値20%に対し、実績値は13%となり、目標値を達成できなかった。これは、商物分離電子商取引の導入に不可欠となるシステムの整備に初期投資が必要となることから、市場関係者の合意形成が難しかったためであると考えられる。また、青果ネットカタログ「SEICA」の登録数は平成20年度目標値11,200件に対し、実績値は11,765件となり、目標値を達成した。以上の結果から、目標の達成状況は、「有効性の向上が必要」となった。

③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、平成20年度に東アジアにおける我が国食品企業の現地法人数は、目標618法人に対し、588法人と目標を下回り、目標の達成状況は「有効性の向上が必要」となった。これは、我が国食品企業の進出が最も多い中国における餃子事件やメラミン混入事件の発生、また、中国に次ぐ投資先であるタイでの政治的対立による治安の悪化に加え、世界的な経済の悪化により投資計画の見直しや延期に繋がったものと考えられる。

(反映の方向性)

① 「食品製造企業の経営基盤の強化」については、引き続き、食品産業と農林水産業等との連携の構築による取組を強化するための施策を実施する。

② 「食品流通の効率化」については、市場関係者に対して、商物分離電子商取引を導入した市場における経費削減等の効果について、一層の普及を図り、商物分離電子商取引システムの導入を推進する。

また、卸売市場がこれまで以上に生産・消費両サイドの期待に応えられる効率的な流通システムとして確立するよう、卸売市場の再編を推進することは、流通の効率化に資することから、平成21年度は「再編措置に取り組んだ中央卸売市場の数」を達成目標の指標として設定する。

さらに20年度に実施してきた施策に加え、食品流通分野における共同配送や受発注書類の統一化等を推進する上での問題点の調査・分析や解決方策の検討等を新たに支援する。

③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、引き続き、20年度に実施した取組を進めるとともに、新たに、投資に前向きな業種・業界を選定して行う進出可能性調査や投資ミッション団の派遣等の取組を支援する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 食品製造業の経営基盤の強化	食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化			— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	多様化・高度化する消費者ニーズ、国際化の進展等の中、消費者の多様な需要に的確に対応した安全な食料の安定供給という食品産業の役割を強化することが重要であるため、食品製造業の経営基盤の強化を目標として設定。
目標② 食品流通の効率化	先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化			— (有効性の向上が必要である)	— (有効性の向上が必要である)	— (有効性の向上が必要である)	—	国民生活を営む上で最も基礎的な物資である食品を効率的に消費者に供給するには、食品流通の効率化を図ることが重要であることから、以下の2つの指標を設定。
	a. 商物分離電子商取引を導入している中央卸売市場の割合(※平成20年度から目標設定)	%		—	—	13	40 (22年度)	a. 商物分離電子商取引は、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等にかかる経費削減により物流の効率化に資することから、平成22年度までに全中央卸売市場の40～50%の導入を目標として設定。
	b. 青果ネットカタログ「SEICA」の登録数(※平成20年度から目標設定)	件		—	—	11,765	15,000 (24年度)	b. 青果情報・生産者情報・産地情報の収集と蓄積により消費者ニーズに即した生産や食品流通が可能となり、コスト削減が期待されることから設定。
目標③ 食品産業の国際競争力の強化	東アジアにおける我が国食品産業の投資促進(※19年度から目標設定)	法人	531 (17年度)	553 (—)	577 (B)	588 (B)	690 (22年度)	我が国食品産業の国際競争力の強化を図るためには、食品産業の東アジアへの投資促進を図ることが重要であることから、「東アジアに投資している我が国食品産業の現地法人数」を目標として設定。

関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	製造業の技術や流通業のノウハウを農業に活用する「農商工連携」を強化するなど、地方の主要な産業である農林水産業の活力を高めます。
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1の(5)食品産業の競争力の強化に向けた取組

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：総合食料局総務課

施策名	政策体系上の位置付け	
	主要食糧の需給の安定の確保 (実績評価書②)	I-②
施策の概要	主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、以下の施策を実施する。 ① 米の需給の安定の確保 ② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 主要食糧の需給の安定の確保については、「米の需給の安定の確保」及び「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」の目標に対し、各政策手段の適切な実施により、米穀の需給の均衡がおおむね図られたこと、また、麦の需給見通しに基づいた輸入及び国内産麦における実需者の求める品質に応じた供給が行われたことから、施策の目的を達成した。 これまでの取組を図りつつ、我が国の食料自給力の維持・向上を図るために、これまでの大豆、麦等の生産と併せて、水田で米粉用米や飼料用米の生産を本格的に開始し、「水田フル活用」に取り組むことが重要である。 また、事故米穀を二度と流通させないよう再発防止策を継続するとともに、国民の食品安全に関する関心の高まりを踏まえ、食品（米麦）の販売事業者として、消費者へ安全な食料を販売する取組を徹底することが重要である。</p> <p>(必要性) 米及び麦については、主食としての役割を果たし、かつ、重要な農作物としての地位を占めていることから、食糧法に基づき、その需給の安定を図る必要がある。 ① 「米の需給の安定の確保」については、米の供給が不足する場合に備えた備蓄運営、需給の均衡を図るための需給調整の推進、豊作による過剰米の区分出荷を実施する。 ② 「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」については、毎年、麦の需給見通しを策定し、外国産麦については国内産麦では満たせない国内需要分について安定的な輸入、国内産麦については需要者の求める良品質麦の安定的な供給の確保を行う。</p> <p>(効率性) ① 「米の需給の安定の確保」については、政府所有米穀の保管や運送を実施する業者を選定する際には、一般競争入札を導入する等により、経費節減を図り、効率的な事業運営を実施しているところである。 ② 「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」については、麦の輸入する業者を選定する際に、指名競争入札を行うことにより、経費節減を図り、効率的な事業運営を実施しているところである。</p> <p>(有効性) ① 「米の需給の安定の確保」については、目標に対する達成状況は、「おおむね有効」となった。 これは、 ア 消費者への安定供給の確保に資する備蓄運営については、20年7月から21年6月までの1年間の供給量が十分確保されると考えられることから、回転備蓄を基本とする備蓄米の適切な年産更新を行うこととして売買を進めたこと イ 生産調整の実効性確保については、「すべての水稻生産農業者に対して生産数量の目標を通知している地域協議会等の割合」が99%となったこと、また、「全国の需要量に関する情報に対する水稻生産実施計画書を提出している農業者の生産数量目標の割合」については、87%となったこと ウ 豊作時における過剰米の適切な区分出荷については、平成20年10月15日現在の全国の作況指数が102となったことから、全国36道府県で集荷円滑化対策が実施され、このうち34道府県で区分出荷された。この中で、1月中旬までに区分出荷を完了するよう指導した結果、1月15日の区分出荷数量は、区分出荷予定数量10.5万トンに対し、10.1万トンとなった（達成率96%）ことによるものである。 ② 「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」については、目標に対する達成状況は、「おおむね有効」となった。 これは、 ア 20年度の麦の輸入量は473万トンとなり、「麦に関する需給見通し」における輸入量の見通し499万トンに比べて95%となったが、国際価格が一時の高騰局面を脱したとはいえ、比較的高水準で推移した中で、主要な輸入先国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアの</p>	

輸出機関・輸出業者と安定輸入について協議を重ねるとともに、当該輸入先国の輸出・在庫状況の把握に努め、必要量を確保するため前倒し買い付けを行ったこと
 イ 20年産の小麦の品質評価結果は、Aランクが80%となったが、全国的におおむね好天に恵まれて小麦の生育が順調であった中で、水田・畑作経営所得安定対策を活用して農業者が品質の高い小麦の生産に努力したこと
 によるものである。

(反映の方向性)

- ① 「米の需給の安定の確保」については、目標に対する達成状況は「おおむね有効」であることから、引き続き、これまでの取組を図りつつ、我が国の食料自給力の維持・向上を図るために、これまでの大豆、麦等の生産と併せて、水田で米粉用米や飼料用米の生産を本格的に開始し、「水田フル活用」に取り組むこととしており、この取組が円滑にスタートできるよう、法律、予算、税制、金融の支援措置を総合的に講じていくこととしている。
- ② 「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」については、達成状況は「おおむね有効」であったものの、中長期的な世界の穀物需給は、ひっ迫基調で推移することが懸念されており、引き続き、麦の主要輸入先国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアの輸出機関・輸出業者と安定輸入について協議を実施していくこととする。
- また、国産小麦の需要を拡大するためには、需要に即した良品質な国内産麦の生産の推進を図ることが重要であり、引き続き、品質区分に応じた助成を行うことにより、農業者に対して品質の向上の努力を促していくこととする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 米の需給の安定の確保 (※19年度から目標設定)	消費者への安定供給の確保に資する備蓄運営 生産調整の実効性確保 豊作時における過剰米の適切な区分出荷	—	—	—	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	米については、主食としての役割を果たし、かつ、重要な農作物としての地位を占めていることから、食糧法に基づき、その需給の安定を図ることとされている。このため、米の供給が不足する場合に備えた備蓄運営を行うとともに、需給の均衡を図るための需給調整の推進、豊作による過剰米の区分出荷を実施することとする。 また、20年産の生産調整については、農政改革三対策緊急検討本部において決定した「当面の生産調整の進め方について」に基づき、行政も農協系統等と適切に連携して、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげることにしたところである。
目標② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給 (※19年度から目標設定)	需給見通しに即した外国産麦の安定供給 需要に応じた良品質な国内産麦の供給	—	—	—	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	麦については、米と並んで主食としての役割を果たすとともに、我が国農業において重要な農作物としての地位を占めている。このため、食糧法に基づき、毎年、麦の需給見通しを策定し、これに即して、麦の安定供給を図ることとする。 このうち、外国産麦については、国内産麦では満たせない国内需要分について安定的に輸入するとともに、国内産麦については、需要者の求める良品質な安定的な供給の確保を図ることとする。

関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：消費・安全局消費・安全政策課

施策名	食の安全及び消費者の信頼の確保 (実績評価書③)	政策体系上の位置付け
		Ⅱ－③
施策の概要	消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考えの下、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てるよう、以下の施策を実施する。 ① 食品の安全性の確保 ② 家畜伝染病等の対策 ③ 植物防疫対策 ④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 ⑤ 消費者の信頼の確保	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 安全な食料の安定供給や国民の健康保護には、有害化学物質・微生物等に汚染された食品による健康被害を未然に防止するための「食品の安全」を確保する取組のほか、動植物検疫等に関する施策を含めた「食の安全」を確保する取組が重要である。これに加えて、食品表示の適正化等消費者の信頼を確保するための取組を実施することにより、消費者にとって安心できる食生活の実現につながっていくこととなる。 食の安全に関する目標については、このような考え方にたてば、おおむね達成していると考えられ、目標が達成された状態を維持し、未然に健康への悪影響を防止することが重要であることから、今後とも、科学的な根拠に基づいたリスク分析の考え方に従い、着実に施策を推進していくことが必要である。 消費者の信頼確保に関する目標については、達成状況は「Aランク」となったものの、一部の事業者が引き起こした、うなぎやたけのこ水煮等における悪質性のある産地偽装等が食品Gメンの働きによって明らかになり、食品表示に対する消費者の信頼を揺るがす事案が発生したことから、消費者が正確な情報に基づいて食品の選択ができるよう、食品関連事業者に対する監視・指導を強化する必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「食品の安全性の確保」については、農業生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する必要がある。 ② 「家畜伝染病等の対策」については、家畜伝染病等の発生の予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる必要がある。 ③ 「植物防疫対策」については、安全な農作物の安定供給に支障を来たすおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる必要がある。 ④ 「遺伝子組換え農作物の環境リスク管理」については、遺伝子組換え農作物の使用が我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）に影響を及ぼさないよう未然に防止する必要がある。 ⑤ 「消費者の信頼の確保」については、消費者の信頼の確保のために食品表示の適正化を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) 食品の有害化学物質等による健康被害、家畜や農産物等への伝染病及び遺伝子組換え農産物による生物多様性への影響をその発生前に防止することは、国民の深刻な健康被害や様々な段階での経済的な損失を軽減し、それらを最小限に抑えることを可能とする上で効率的である。</p> <p>(有効性) ① 「食品の安全性の確保」については、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因のうち、一定以上のデータの蓄積があるカドミウム等について食品からの摂取量を推定した結果、危害要因の推定摂取量が、摂取許容量を下回ったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。 ② 「家畜伝染病等の対策」については、国内における発生予防及び海外伝染病の侵入防止が的確になされるとともに、発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数が0件となったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。 ③ 「植物防疫対策」については、我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止が的確になされるとともに、法令に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数が0件となったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。 ④ 「遺伝子組換え農作物の環境リスク管理」については、カルタヘナ法に基づく緊急発動件数は、0件であり、目標の達成状況はおおむね有効となった。</p>	

⑤ 「消費者の信頼の確保」については、平成20年度において食品表示の遵守状況を調査した店舗については、適正表示率の改善が見られたことから、目標の達成状況は「Aランク」となった。

(反映の方向性)

- ① 「食品の安全性の確保」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったことから、引き続き有害化学物質、有害微生物による食品等の汚染実態の調査や必要な試験を実施するとともに、その結果、必要と考えられる場合には、農業生産現場等におけるリスク管理措置を検討、実施する。
- ② 「家畜伝染病等の対策」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったものの、
 (1) 家畜伝染病については、高病原性鳥インフルエンザの発生が世界的に続いていることから、引き続き、海外伝染病の水際における検疫体制の整備、家畜伝染病予防法に基づく伝染性疾患の発生の監視と発生時の迅速な防疫措置、生産現場における疾病の清浄化及び防疫演習の実施などによる危機管理体制の構築等の防疫体制の強化
 (2) 養殖水産動物の特定疾病については、コイヘルペスウイルス病などの発生が続いていることから、引き続き、都道府県が実施するまん延防止措置の支援等を講ずるとともに、コイ春ウイルス血症など国内未侵入の疾病についても調査・研究を進め、水産防疫制度の強化を図る。
- ③ 「植物防疫対策」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったものの、今後とも病害虫の侵入・まん延を防止する必要があることから、引き続き
 (1) 病害虫の危険度解析に基づいた輸入検疫及び国内の一部に発生する病害虫の移動規制
 (2) 発生予察情報等に基づく適時適切な防除指導を講じる。
- ④ 「遺伝子組換え農作物の環境リスク管理」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったものの、
 (1) 遺伝子組換え農作物の海外での栽培面積は、大豆、トウモロコシ、ナタネ等を中心に毎年増加しており、最新の調査結果(2008年)でも昨年に比べ9.4%の割合で増加していること
 (2) 近年、開発途上国で遺伝子組換え農作物の開発・実用化が活発化していることから、我が国へ未承認の遺伝子組換え農作物が非意図的に輸入され、その農作物が国内で栽培されることや、輸入港及びその周辺の幹線道路等におけるこぼれ落ちを通じて我が国の生態系に悪影響を及ぼす危険性が非常に高まっていること
 (3) 遺伝子組換え農作物等の承認申請の量的な増大に加え、申請内容が質的にも多様化することが予想されること
 から、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ちや生育等の実態調査について調査範囲及び調査対象作物の拡大、精度管理の国際基準を満たす検査機関へ検査を依頼することによる分析精度の向上等の拡充、また、海外における遺伝子組換え農作物の開発・栽培状況の的確な把握や水際検査に必要な検出手法の開発等を行うとともに、審査体制の充実・強化を図ることによりリスク管理を強化し、施策の推進を図る。
- ⑤ 「消費者の信頼の確保」については、目標の達成状況は「Aランク」となったことから、食品表示Gメン等による監視等を引き続き行うとともに、表示制度の周知に代え、加工食品の原料供給者を含めた食品事業者が適正表示を行う上での必要な事項等を学習する機会を設けるなど、食品事業者向けの新たな取組を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 食品の安全性の確保	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の有害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。	—	—	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	科学的枠組みに則って実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかにされた有害要因としては、米に含まれるカドミウム(重金属)、小麦に含まれるデオキシニバレノール(かび毒)、醤油中のクロブプロパノール(調味液の化学的な製造過程で生成される不純物)及び魚介類に含まれるダイオキシン類等があるが、食品の安全確保に係る施策の効果を把握・評価するため、これら代表的な有害要因の摂取量を各種実態調査の結果を用いて推計し、指標として用いることとし、推定摂取量が摂取許容量を超えていないことを目標として設定する。
目標② 家畜伝染病等の対策	国内における家畜伝染病・養殖水	—	—	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	万が一国内で未発生の家畜伝染病等の発生があった場合には、我が国での常在化を防止することが重要であるこ

	産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。			効)	効)	効)		とから、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標として設定する。一方、既に、我が国で発生が確認されている家畜伝染病等については、発生の際に法令等に基づきまん延の防止等の適切な措置が講じられ、清浄化の推進が図られていることを重点において目標として設定する。
目標③ 植物防疫対策	我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	—	—	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	植物防疫が適切に実施されたことを評価する観点から、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標として設定する。また、万一病害虫の侵入があった場合に、法令等に基づいて執ることとされているまん延防止措置が適切に図られることを目標として設定する。
目標④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理	遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。	—	—	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	未然防止に重点を置いたリスク管理措置の適切な実施により、緊急措置を発動する必要がない状態を維持していくことが望ましいことから、こうした望ましい状態の維持、すなわち緊急措置の発動件数0件の維持を目標として設定する。
目標⑤ 消費者の信頼の確保	食品表示の遵守状況の確実な改善：10年後に適正表示率を85%にするために5年(20年度)で不適正表示率(現状値15年度：25.3%)を2割削減する。	%	25.3 (15年度)	10.9 (A)	10.5 (A)	9.7 (中間値 (A)	20.0 (20年度)	10年後に適正表示率が10%向上(85%)することを目指し、まず、20年度までに恒常的な調査(一般調査)における不適正表示率(15年度25.3%)を2割削減することを目標として設定する。

関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成17年 3月25日	第3の1(1)食の安全及び消費者の信頼の確保

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：消費・安全局消費・安全政策課

施策名	政策体系上の位置付け	
	Ⅱ-④	
施策の概要	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進 (実績評価書④)	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 望ましい食生活の実現に向けた食育を推進するため、「食事バランスガイド」と「教育ファーム」の普及を図ることは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、国民自らが食生活を見直しバランスのとれた食生活の実現につながり、結果として食料自給率の向上に寄与するものとして重要である。 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合」については、達成状況が「Bランク」、「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、達成状況が「Aランク」となったことから、望ましい食生活の実現に向けた食育について一定の推進が図られていると考えられる。他方、「食事バランスガイド」については、国民の各世代自らが進んで栄養バランスの改善に取り組むことが可能となるよう、全国・各地域段階での普及活動を一層強化するとともに、「食事バランスガイド」の実践メリットをより受け入れやすい形で提供するなど、より効果的な普及方法の工夫を図る必要がある。 食育を推進するためには、食育基本法、食育推進基本計画に基づき、今後とも栄養の偏り、食習慣の乱れ、伝統ある食文化の継承等の課題について、内閣府をはじめとして厚生労働省、文部科学省等の関係府省と連携・協力して取り組むことも重要である。</p> <p>(必要性) ① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合」については、国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、平成17年6月に決定された「食事バランスガイド」の普及・活用に積極的に取り組む必要がある。 また、このような取組が、結果として食料自給率の向上に寄与することから、重点的に取り組む必要がある。 ② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等のため、市町村、学校、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合」については、食育に熱心に取り組もうとしている地区を選定し、集中的・重点的な取組に対し必要な支援を行うとともに、こうした優良なモデル的取組の内容とその効果を全国に普及し、効率的に推進している。 ② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、モデル事業での取組等の優良事例を研修会やセミナー等で紹介するなど、市町村等に対し積極的に教育ファームの狙いや意義を浸透させることで、地域関係者が連携して作成する教育ファーム推進計画の策定が促されており、効率的な推進が図られている。</p> <p>(有効性) ① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合」については、パンフレット等の内容に、食生活を見直す際に取り入れやすい実践的な内容が不足していたことや、地域によっては管理栄養士や企業の管理職等の情報提供者の理解が十分ではなかったことから、目標に対する達成状況は「Bランク」となった。 ② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、地方農政局、地方農政事務所等を通じて、市町村等の関係者に教育ファームに関する情報提供や理解を促す働きかけを重点的に行ったことにより、教育ファームの狙いや意義などが浸透してきたこと等から、目標に対する達成状況は「Aランク」となった。</p>	

(反映の方向性)

- ① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合」については、目標に対する達成状況は「Bランク」となったことから、パンフレット等の内容について配布対象者が食生活を見直す際に取り入れやすいより実践的な内容に見直しを行う。
 また、情報提供を一方的に行うシンポジウムへの支援を廃止し、管理栄養士や企業の管理職等地域における情報提供者向けの「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活に関する食育推進学習会、消費者参加型・体験型の展示等への支援を行う。
- ② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、目標に対する達成状況は「Aランク」となったことから、以下を中心に取組みを推進する。
- (1) 地方農政局、地方農政事務所等が、市町村等の関係者に対し、モデル事業等で収集した優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるための具体的な助言等を行い、教育ファームの取組への理解及び教育ファーム推進計画の策定を促す
 - (2) 教育ファーム実施主体に対する研修や実施マニュアルの充実、参加者の理解を助けるための教材の作成、ホームページやメディア等を活用した教育ファームのPRを行う
 - (3) 20年度は市町村等の関係者に対して教育ファームの理解を促す働きかけを重点的に行ったことから、今後は教育関係者をはじめとする幅広い関係者の理解が得られるよう他省庁等との連携を一層強化することを検討する

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	%	4.5 (17年度)	7.8 (B)	10.6 (B)	18.0 (B)	30 (22年度)	望ましい食生活の実現を図るため、食事の望ましい組み合わせやおおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」を普及している。 そのため、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の増加を目標とし、平成22年度に30%とすることを目標値とする。
目標② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合	%	—	—	—	9.2 (A)	60 (22年度)	教育ファームは、地域単位で計画を作成し、市町村、学校、農林漁業者等の異なる分野の関係者が連携して取り組むことで、より充実した活動を行うことができると考えられる。 このため、「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合」の増加を目標とすることとし、平成22年度は60%とすることを目標とする。

関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1(2) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
	食育推進基本計画	平成18年3月31日	第2の2 食育の推進の目標に関する事項
21世紀新農政2007	平成19年4月4日	Ⅲ. 2. 農林漁業体験活動を通じた食や農への理解	

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：生産局総務課

施策名	国産農畜産物の競争力の強化 (実績評価書⑤)	政策体系上の位置付け Ⅲ－⑤
施策の概要	消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立するため、以下の施策等を実施する。 ① 米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減 ② 麦の新品種の作付面積のシェアの拡大 ③ 指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大 ④ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮 ⑤ 効果的・効率的な普及事業の推進	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p style="text-align: center;">【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 国産農畜産物の競争力の強化を図るため、多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産し、競争力の高い生産体制の確立に向け、農畜産物の生産コストの低減、品質の改善、加工・業務用向け用途の拡大、知的財産の利活用等の大きな施策の視点に重点を移しながら、かつ各施策を有機的に連携し、推進していくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産コストの低減については、概ね目標を達成しているが、今回評価に使用したデータの大宗は19年度であり、20年度については、燃油・肥料、飼料の価格の急騰など生産コストを押し上げる要因があり、その影響が予想される。今後は、このような経済社会環境の変化にも柔軟に対応できるよう、更なる生産体制構築の強化、例えば、未利用資源の有効活用、省資源・省エネルギー型農業の推進等が大きな課題である。 ・ 農畜産物の品質の改善、加工・業務用向け用途の拡大については、実需者ニーズに応じ得る生産体制の確立が遅れており、輸入にシフトした需要を国産に転換するため、実需者側との連携や、流通加工用向けの生産体制の確立など産地側の体制改革の推進が重要な課題である。 ・ 知的財産の利活用については、農畜産物の価値向上のための有効な政策ツールであり、このことが現場段階でも認識されつつあるところ。このため、育成者権に関する取組だけでなく、農畜産物全体について、知的財産権の取得・保護・活用を促す政策推進が重要な課題となる。 ・ なお、育成者権の保護に資する「植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮」については、達成ランクがCランクとなったことから、政策手段別評価における評価結果等を踏まえ、目標達成に向けて施策を見直す必要がある。 ・ 新技術や知識の普及については、市町村合併、JAの統廃合等により、指導力の脆弱化が懸念される中で、普及指導員の役割は重要であり、関係機関との連携も図りながら、効果的・効率的な普及事業の推進が重要な課題である。 <p>(必要性)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減」については、価格競争力を高めるため、低コスト・省力化技術の導入、担い手の育成等に向けた施策を推進することにより、労働費や生産資材費を低減する必要がある。 ② 「麦の新品種の作付面積のシェアの拡大」については、実需者が望む品質に応じた生産が十分に行われていないことから、良品質の新品種への作付転換を推進する必要がある。 ③ 「指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大」については、近年、輸入野菜が増加傾向にある中、輸入品に対抗するため、加工向け国内産野菜の出荷数量を増大させる必要がある。 ④ 「植物新品種の品種登録に係る平均審査期間」については、育成者権の保護・活用を早期に図るため、短縮する必要がある。 ⑤ 「効果的・効率的な普及事業の推進」については、高度な技術と高い経営能力をもった担い手を育成・確保することにより、農業の持続的な発展を図るため、農業者に対して地域の特性に応じた新技術や当該技術に関する知識を効果的・効率的に普及指導する必要がある。 <p>(効率性)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減」については、各地域の産地強化計画等に基づいて関係者が一体となって地域の主体的な取組を進めるとともに、効果の高いものや先進的なモデル性を有するものを優先して支援する等効率的に推進している。 ② 「麦の新品種の作付面積のシェアの拡大」については、各地域の産地強化計画に基づいて関係者が一体となって取り組むとともに、同計画の実施に当たり、新品種の導入に対応した施設整備や技術導入等が必要となる場合には、強い農業づくり交付金により効果の高い取組に対して優先して支援すること等が可能となっており、効率的に推進している。 ③ 「指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大」については、輸入品が増加し定着しつつある品目（寒玉系キャベツ、府県産たまねぎ、冬レタス、パプリカ、さといも、かぼちゃ、ご 	

ぼう)を中心に実需者ニーズに対応した品種や栽培方法の実証試験を支援しており、効率的に推進している。

- ④ 「植物新品种の品種登録に係る平均審査期間の短縮」については、新しい品種登録システムの導入が、データの移行・移行後の確認に予想以上に手間取り、本格稼働が約半年遅くなったことから、20年度の事業の効率性に問題があった。
- ⑤ 「効果的・効率的な普及事業の推進」については、地域の実情に踏まえた取組課題の重点化、農業協同組合が行う営農指導との適切な連携、試験研究機関との一体的な取組推進等を図ることにより、効率的に推進している。

(有効性)

- ① 「米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減」については、各品目とも概ね目標水準が達成された。これは、新品种・新技術やコスト低減に資する機械・施設の導入、規模拡大等を推進したことによるものである。
- ② 「麦の新品种の作付シェアの拡大」については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、品質や収量性の優れた新品种の導入に向けた取組等を前年度に引き続き推進したことによるものである。
- ③ 「指定野菜の加工向け野菜出荷数量の増大」については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、加工・業務用野菜の出荷推進のため、各地域における実需者ニーズに合った品目別、用途別規格の周知や産地と実需者との交流会の実施による取引機会の創出等を推進したことによるものである。
- ④ 「植物新品种の品種登録に係る平均審査期間の短縮」については、20年度から導入した新たな品種登録システムが、データの移行・確認に予想以上に手間取り、本格稼働が遅れたため、平均審査期間が2.6年(2,589年)となり、目標の達成状況はCランクとなった。このため政策手段別評価を実施した結果、品種登録システムの本格稼働後は、審査期間の短縮(2.52年)が図られており、一定の有効性が認められた。
- ⑤ 「効果的・効率的な普及事業の推進」については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、技術の普及に関する課題においては、天候不順による所得低下等に起因する農業者の新技術導入意欲の低下、担い手の育成に関する課題においては、燃油・肥料をはじめとする資材価格の高騰等経営環境の悪化による認定農業者の育成・確保の遅れ等によるものと考えられる。

(反映の方向性)

- ① 「米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減」については、今後、更なる低減を図るため、
 - (i) 米については、カントリーエレベーター等の共同乾燥施設の利用率向上による利用料金の低下の促進、及び同施設を拠点とした担い手育成等の取組に関する計画の着実な実施とより高い効果の発揮に向けた計画内容の見直し、
 - (ii) 大豆については、地方農政局ブロックごとに設定した大豆300A技術等新技術の普及目標の達成に向けた地方農政局、都府県、産地の各段階における現地検討会や栽培技術講習会の開催、パンフレットの作成、
 - (iii) 生乳及び肉用牛については、搾乳・ほ乳ロボットの導入やコントラクターの活用、
 - (iv) 飼料作物については、青刈りとうもろこしの生産拡大や生産性の低下した草地への優良品種の導入による高位生産性草地への転換促進等を実施する。
- ② 「麦の新品种の作付シェアの拡大」については、ブロック協議会における新品种の評価活動等を通じた、実需者と連携した計画的な新品种の導入に向けた取組等を実施する。
- ③ 「指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大」については、加工食品や外食の原材料として、国産野菜の安定供給・利用拡大を担う生産者、流通業者(中間事業者)、食品製造業者、外食事業者等が連携した国産原材料の安定的な供給連鎖(サプライチェーン)の構築等を実施する。
- ④ 「植物新品种の品種登録に係る平均審査期間の短縮」については、審査官の効率的配置、19年度に開発した品種登録システムの本格活用、海外審査データの活用を図るため審査基準の国際標準化に向けた取組を実施する。
- ⑤ 「効果的・効率的な普及事業の推進」については、引き続き、協同農業普及事業交付金を維持し、全国的な普及事業の推進体制の整備を図ることに加え、担い手のニーズに応じた普及事業の効果的・効率的な推進を図るため、
 - (i) 普及組織を中心とした産学官連携を含む地域の関係機関の連携の強化
 - (ii) 普及指導員の資質向上(技術指導力及びマーケティング等の販売・流通面の指導力等)
 - (iii) 普及指導員の指導力を補完し合う広域的な連携システムの構築等の取組を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
米の生産コスト	米60kg当たり生産量を25%低減	千円/60kg	17.4 (15年度)	16.3 (A)	15.9 (A)	-	13.0 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。

大豆の生産コスト	大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減	千円／60kg	23.3 (15年度)	21.3 (A)	19.5 (A)	—	17.2 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
生乳生産コスト	生乳100kg当たり労働費を2割程度低減	円／100kg	2,018 (15年度)	1,911 (A)	1,865 (A)	—	1,614 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
肉用牛生産コスト	生体100kg当たり労働費を2割程度低減	円／100kg	11,323 (15年度)	10,490 (A)	10,295 (A)	—	9,058 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
飼料作物生産コスト	1TDNkg当たり労働費を3割程度低減	円／TDNkg	48.2 (15年度)	44.6 (A)	44.3 (暫定値) (B)	—	33.7 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
麦の新品種作付シェア	加工適正が高い等良品質な麦の新品種の作付け面積のシェア(都道府県)	%	12.1 (16年度)	18.4 (A)	23.1 (A)	26.8 (A)	45.0 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量	指定野菜の加工向け出荷数量	万トン	65.9 (17年度)	68.6 (A)	71.2 (A)	—	71.0 (20年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。 ※ 平成18年度までの目標は、前年度の実績値を超えること。
植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	年	3.2 (17年度)	2.9 (A)	2.9 (A)	2.6 (2.589) (C)	2.5 (20年度)	21世紀新農政2006の目標を目標値として設定する。
効果的・効率的な普及事業の推進	普及指導センターが普及課題ごとに設定した目標の達成率が100%となること a. 技術の普及に関する課題 b. 担い手の育成に関する課題	%	—	96.8 (A)	90.0 (A)	89.9 (B)	100 (21年度までの各年度)	高度な技術と高い経営能力を身につけた農業経営に発展させるため、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及や農業者の農業技術及び経営管理能力の向上等を通じた担い手の育成を推進することは、普及事業の基本的な課題であり、また、これらは、「食料・農業・農村基本計画」においても、普及事業が貢献すべき分野として位置付けられている。 また、「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成16年11月30日農林水産省告示)の第1の1においては、普及指導活動の基本的な課題として、「農業の担い手に対し、地域の特性に応じて、試験研究機関等で開発された高度な農業の技術及び当該技術に関する知識の普及指導を行う」ことが位置付けられていることから、達成目標を、普及センターが技術の普及及び担い手の育成に関する課題ごとに設定した目標の達成率として、以下のとおり設定する。 a. 技術の普及に関する課題：100% b. 担い手の育成に関する課題：100%

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の1の(2) 多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応 第2の4の(2) 生産努力目標 第3の2の(1) 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保 第3の2の(5)のイ 農業と食品産業との連携の促進 2の(6)のA 生産現場のニーズに直結した新技術開発・普及 2の(6)のウ 農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：生産局総務課

施策名	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換 (実績評価書⑥)	政策体系上の位置付け Ⅲ－⑥
施策の概要	我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築するため、以下の施策等を実施する。 ① 水稻の10a当たりのたい肥施用量の増加 ② 持続的な農業生産に取り組む農業者（エコファーマー）の育成・増加	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築することが重要である。 評価の結果、達成状況がCランクとなった「水稻の10a当たりのたい肥施用量の増加」については、今般の施策の分析により明らかになったたい肥の施用量の低減要因（※）を踏まえ、21年度の目標設定に当たっては、施策の実施結果を適切に反映することが可能となる指標「水稻栽培面積に占めるたい肥施用面積の割合の増加」に変更することとした。 今後は、地球温暖化防止や生物多様性の保全等にも資する農業生産方式の導入促進を図っていくことが重要となっていることから、農業環境規範の普及・定着や持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための施策と併せ、たい肥の利活用の推進に役立つたい肥生産技術の普及やモデル的な取組への助成、技術指針の策定や技術指導の促進等により、家畜排せつ物の有効利用等による土づくりの推進を図り、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減のみならず、農地土壌による炭素貯留など農業が有する多様な環境保全機能の向上を図っていく必要がある。</p> <p>〔※生産費調査においてたい肥の施用量が減少した要因を検証したところ、一部の標本農家がたい肥の過剰施肥を是正したことも大きく影響していることが判明したが、このようなたい肥の施用量の適正化は、現在の指標では適切に評価されない。〕</p> <p>(必要性) ① たい肥の施用は、化学肥料・農薬の低減のみならず土壌炭素の貯留を通じた地球温暖化の防止、有機性資源の循環利用の促進等の環境保全機能の向上に高い効果を有するなど環境保全型農業の基本となる技術である。近年その施用量は減少傾向にあることから、各種施策を講じることによりたい肥施用による土づくりの取組を拡大していく必要がある。 ② 「持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加」については、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していく上で、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の低減に一体的に取り組もうとする農業者（エコファーマー）の認定を進め、環境保全型農業に取り組む農業者を拡大していく必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「水稻の10a当たりのたい肥施用量の増加」については、耕種農家及び畜産農家との連携などの効果的・モデル的な取組に対して優先的に支援を行う等、効率的な推進が図られている。 ② 「持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加」については、有機農業等環境保全効果の高い先進的な生産方式の導入に向けた地域ぐるみ・農業者ぐるみでの取り組みに対して支援を行うこと等により、効率的な推進が図られている。</p> <p>(有効性) ① 「水稻の10a当たりのたい肥施用量」については、目標の達成状況はCランクとなった。これは高齢化等によるたい肥散布労力の不足等の要因はあるものの、調査対象農家の一部がたい肥の過剰施肥を是正したことが大きかったことによる。 ② 「持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加」については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、これまでの普及啓発活動、都道府県による指導・助言や支援措置の成果によるものと考えられる。中でも、環境と調和のとれた農業生産に対する意識の向上、持続性の高い農業生産方式を構成する技術の追加やエコファーマーの認定を要件の一つとしている農地・水・環境保全向上対策の導入の影響が大きいと考えられる。 また、エコファーマー認定の効果について調査を行ったところ、たい肥の施用量が増加するとともに、化学肥料や農薬の低減が図られており、農業生産活動に伴う環境への負荷は着実に低減している。</p> <p>(反映の方向性) ① 「水稻の10a当たりのたい肥施用量」については、現在の目標では、たい肥の施用量の適正化の取組が適切に評価されないため、「水稻栽培面積に占めるたい肥施用面積割合の増加」を新たな目標として設定することとする。また、たい肥は作物の生産機能のみならず、農地土壌が有する環境保全機能の発揮に重要な役割を果たしていることから、たい肥の生産・流通</p>	

・散布に係る施設・機械等の導入に対する支援、水田における稲わらすき込みからたい肥施用への転換を促進するためのモデル実証等に総合的に取り組むことにより、効率的・効果的な施策の推進を図る。

② 「持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加」については、環境保全型農業に取り組む農業者の一層の拡大やレベルアップを図っていくため、コスト・労働時間の増加や収量・品質の低下を抑制する技術体系の確立及びその普及、生産コストに見合う価格での取引を推進する。

さらに、従来の化学肥料や農薬による環境負荷の低減に重点を置いてきた環境保全型農業の位置づけについて、環境に対する農業の公益的機能（プラスの機能）を高めていくという視点を明確化した上で、エコファーマーの全国ネットワークの整備や営農活動モデルの実証等に総合的に取り組んでいく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値（達成状況）			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
10a当たりのたい肥施用量(水稲)及びエコファーマーの認定件数	水稲の10a当たりのたい肥施用量	kg/10a	84 (18年度)	—	72 (c)		168 (24年度)	たい肥の施用は、土壌炭素の貯留を通じた地球温暖化の防止、有機性資源の循環利用の促進等の環境保全機能の向上に高い効果を有する一方で、その施用量は低下傾向にあることから、近年、たい肥施用量の減少が顕著で、かつ畑と比べてたい肥施用量が低い水準にある水稲について、たい肥施用量168kg/10aを目標値として設定する。
	エコファーマー認定件数	件	47,766 (15年度)	127,266 (A)	154,695 (A)	178,622 (A)	200,000 (21年度)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定件数200,000件を目標値として設定する。

関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
		食料・農業・農村基本計画	平成17年 3月25日	第1の1の(4) 第3の2の(8)のアイ
			食料・農業・農村政策基本計画工程表	

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：経営局総務課

施策名	意欲と能力のある担い手の育成・確保 (実績評価書⑦)	政策体系上の位置付け IV-⑦
施策の概要	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図る。	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 「意欲と能力のある担い手の育成・確保」については、近年、「担い手の育成・確保」、「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進」及び「人材の育成・確保」の達成率が低下傾向にあり、順調とは言い難い。 その原因は、新規施策の効果が一巡したことや、燃油・肥料価格高騰等の外的要因により、農業者の経営環境にも影響を与えたことが背景にあるものと考えられる。 今後、施策の有効性を確保していくためには、個々の政策手段についても更に改善を図っていく必要がある。 また、本施策の目標については、基本的に平成17年3月策定の食料・農業・農村基本計画等に依拠しているが、基本計画については、社会情勢の変化等を踏まえ、現在見直し作業が開始されているところである。本施策の目標についても、基本計画見直しの検討方向を踏まえ見直しを行うとともに、それに沿って施策体系のあり方についても検討を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 農業従事者の減少と高齢化、規模拡大の遅れなど、現状の農業構造のままでは、国内農業生産の維持が困難になることから、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、強靱な農業構造を確立するため、認定農業者の育成、担い手に対する農地の利用集積及び新規就農の促進を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) 「担い手の育成・確保」及び「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進」については、水田・畑作経営所得安定対策や担い手農地集積高度化促進事業をはじめとした各種支援施策を、担い手に集中的・重点的に実施することにより、効率的に施策を推進している。 「人材の育成・確保」については、就農の各段階（情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着）に応じて講じており、農業経験がない者でも就農まで適切に誘導できる効率的な施策体系となっている。</p> <p>(有効性) 「担い手の育成・確保」については、農業経営改善計画の認定数が、20年12月末現在で24.5万経営体となっており、目標の達成状況は「Bランク」となった。これは、水田・畑作経営所得安定対策が2年目を迎え、本対策への加入を契機とした農業経営改善計画の認定申請が一段落したことや、燃油・肥料をはじめとする資材価格の高騰、不況による需要の減退等、農業者の経営環境が厳しい状況にあり、農業者の経営改善の目標を定めにくい環境であったこと等によるものと考えている。 「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進」については、担い手への農地利用集積面積が198.8万haとなり、目標の達成状況は「Bランク」となった。これは、都府県において19年度を上回る増加面積となったものの、全農地面積の約1/4を占める北海道において微増にとどまったためである。 「人材の育成・確保」については、新規就農青年数の確保者数が10.2千人となり、目標の達成状況は「Bランク」となった。これは、20年度後半に雇用情勢の悪化が始まったものの、20年度前半は、昨年とほぼ同水準の雇用情勢であったため他産業への就業機会が多かったことや、燃油・肥料をはじめとする資材価格の高騰による農業者の経営環境への影響から、19年度と比較して新規就農者数が増加しなかったと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) 「担い手の育成・確保」については、望ましい農業構造の確立に向けて、引き続き、各種支援施策を担い手へ集中化・重点化し、継続して実施していくとともに、担い手がない集落が依然として多く存在することから、改めて認定農業者や集落営農組織への誘導を図るための支援、経営の合理化を図るための支援や企業的な農業経営を目指した経営展開への支援などを展開する。さらに、次期基本計画の策定に向けた検討の中で、新しい担い手の参入を促す仕組み、それを経営感覚を持った経営体に育てる仕組み、それを支えていく仕組みといった視点も含め、今後の担い手育成・確保対策について検討する。</p>	

「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積」については、今後とも担い手への農地利用集積を加速化させていくため、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく取組、農地情報の共有化及び情報提供、不在村地主の実態把握や農地所有者の経営意向の確認等の支援を重点的に講じていく。また、農業生産の基盤である農地について、法制度上の措置を講じるため「農地法等の一部を改正する法律案」を提出した（当該法律案については、第171回通常国会において、平成21年6月17日に可決、成立。）。

「人材の育成・確保」については、引き続き、就農の各段階に応じたきめ細かな支援を行うとともに、更なる新規就農者の育成・確保のため、農業教育・職業訓練・実践研修等への支援強化等について検討する。また、労働力確保を図り、将来の担い手としての人材を育成・確保するため、雇用形態での就農を促進する施策の推進や、女性、高齢者、障害者等、多様な人材の育成等についても対策を検討し、支援を強化していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
担い手の育成・確保	農業経営改善計画の認定数	万経営体	19.2 (平成16年度)	23.9 (-)	23.9 (A)	24.5 (B)	27.2 (平成21年度)	平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成27年の「効率的かつ安定的な家族農業経営」を33～37万と掲げていることを踏まえ、「効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む認定農業者」を育成することによって、この構造展望の実現を図ることとし、「農業経営改善計画の認定数」を目標として設定する。
担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進	担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積	万ha	164.2 (平成16年度)	185.8 (-)	194.0 (A)	198.8 (B)	217.2 (平成21年度)	「農業構造の展望」において、効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積されるとしていることを踏まえ、これらの農業経営への農地の利用集積を促進することとし、「担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積」を目標として設定する。
人材の育成・確保	新規就農青年数の確保者数	千人	-	11.0 (A)	10.2 (B)	10.2 (B)	12.0/年 (平成21年度)	「農業構造の展望」の農業労働力の見通しにおいて、新規就農者(39歳以下)が毎年12千人程度で継続すると見込んでいることを踏まえ、「新規就農青年数の確保者数」を目標として設定する。

関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(1)、(2)、(3)、(4)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：経営局総務課

施策名	政策体系上の位置付け	
	IV-⑧	
農業者への経営支援の条件整備 (実績評価書⑧)		
施策の概要 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、農業者への経営支援に資する以下の施策を実施する。 ① 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 ② 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 農業者への経営支援の条件整備については、達成状況は「おおむね有効」となったが、未だ多くの課題があり、改善を図っていく必要がある。 農業協同組合系統組織については、21年度に指標を見直すこととしているが、今後は「農協の新事業像の構築に関する研究会」の検討結果を受けた事業改善方策を踏まえて、目標や評価方法について検討していく必要がある。 一方、農業災害補償制度については、損害評価員の確保が今後困難になっていくことが見込まれる中で、被害耕地全筆を目視により損害調査を行っている現行の方式に代わる損害評価方法の確立を急ぐ必要がある。 今後とも、農業者の経営を支援するための条件整備を図っていくためには、農業者向け融資制度など各種の政策手段の充実等についても、推進していく必要がある。 なお、農業者への経営支援の条件整備について、より全体を見通した評価を行っていく観点からは、現行の目標による評価以外にも、どのような評価が可能であるのかについて、今後検討していく必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、農業者の経営発展を図るため、農業協同組合系統組織への国の指導・助言の強化によって、営農指導の強化、生産資材のコスト引き下げなど、農協系統組織の果たすべき役割の充実を図る必要がある。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するため、被災した農家の経営安定を図るセーフティネットとしての農業災害補償制度の適切な運用を図る必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、全国農業協同組合連合会に対して、17年12月に事業全般を見直すよう業務改善命令を発出し、この命令を受けた改善計画の進捗状況については、省内に設置した経済事業改革チーム（座長：副大臣）において四半期ごとに全農の報告内容を検証するなど効率的に実施している。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、災害発生時における災害の程度に応じた必要な人員の配置等により、適切かつ迅速な損害評価を実施し、共済金を早期に支払うための体制を確立するなど、効率的に制度を運用している。</p> <p>(有効性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、目標に対する達成状況は「おおむね有効」となった。これは、全国農業協同組合中央会が策定する基本方針において営農指導機能強化方策として位置付けられている資格認証制度の充実についての進捗状況を定期的にヒアリングするとともに指導を行ったこと、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」に基づく指導機関ヒアリング及び都道府県との意見交換を行い必要な指導・助言を行ったこと等によるものと考えられる。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となった。これは、農家からの共済金の早期支払に対する要望に応えるべく、農業共済団体等が農業災害補償制度の適切かつ効率的な運営について一丸となって取り組んだ結果によるものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったが、農協の経営には、未だ、販売努力に欠けている、農業の担い手のニーズに応え切れていない、消費者との連携が不足しているなどの課題・批判がある。このような課題・批判や農業・農村をめぐる現下の情勢変化を受け、今後の農協事業のあり方について、「農協の新事業像の構築に関する研究会」を開催し検討しているところであるが、この検討結果を受けて、農協が農業者に選択されるサービスを提供できるよう、事業改善方策を検討していく。なお、このような検討と平行して、現在、行っている指導・監督の効果</p>	

について、検証する必要があるため、21年度においては、国の指導・監督がどの程度有効であったのかを総合的に判断するための指標を設定する。

② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、目標の達成状況は「おおむね有効」であることから、引き続き、被災農家の経営安定を図るために、セーフティネットとしての農業災害補償制度の適切かつ効率的な運用を図る一方、将来の損害評価体制の構築に向け、衛星画像を活用した損害評価方法を本格導入するための取組等をさらに推進していく。

なお、指標については、共済金支払事務のうち、損害高の認定から再保険金決定までの事務を評価対象としてきたが、より厳密な評価をするため、21年度からは、国による再保険金決定後の農業共済団体等による共済金の支払までの事務も対象とする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言	a. 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進	—	—	有効性の向上が必要である	おおむね有効	おおむね有効	—	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するためには、国だけでなく関係する組織・団体が総力を結集して取り組むことが必要である。 このため、国は、農業協同組合系統組織が相互扶助を目的とする農業者の自主的な協同組織として、その果たすべき役割を十分に果たすよう、適切な運営に対する指導・助言を行う必要があることから、左記を目標として設定する。
				・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点10項目のうち5項目で目標達成	・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点10項目のうち7項目で目標達成	・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点10項目のうち8項目で目標達成		
				・統一的な資格認証試験制度導入	・統一的な資格認証試験制度導入	・統一的な資格認証試験制度導入		
				都道府県農業協同組合中央会数が22箇所と対前年同	都道府県農業協同組合中央会数が22箇所から26箇所へ増	都道府県農業協同組合中央会数が26箇所から31箇所へ増		
b. 農協合併の促進及び組織運営体制整備	—	—	—	総合農協数が865から832に減	総合農協数が832から807に減	総合農協数が807から750に減	—	
				・経営管理委員会制度を導入した農協数が31から35に増	・経営管理委員会制度を導入した農協数が35から36に増	・経営管理委員会制度を導入した農協数が36から44に増		
				・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし		
				・破たん事例なし	・破たん事例なし	・破たん事例なし		
c. 信用事業の健全性の確保	—	—	—	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	—	
				・破たん事例なし	・破たん事例なし	・破たん事例なし		
d. 共済事業の健全性の確保	—	—	—	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	—	
				・破たん事例なし	・破たん事例なし	・破たん事例なし		
被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること	—	—	標準処理期間内(30日)に90%を処理(おおむね有効)	標準処理期間内(30日)に100%を処理(おおむね有効)	標準処理期間内(30日)に100%を処理(おおむね有効)	—	農業災害補償制度は、自然災害が発生した場合に、組合員の支払った掛け金に応じた共済金を支払う公的保険制度であり、被災農家の経営安定上重要な役割を果たしている点を踏まえ、この制度全体が適正に運用されることが求められている。 また、農業共済事業運営基盤の充実強化に関しても、農業共済組合等の再編整備後の実施体制下の事業運営の状況で評価できる。このため、この目標を設定する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日
食料・農業・農村基本計画		平成17年3月25日	第3の2の(1)のア、(4)のウ、(6)のア、ウ、第3の4

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：農村振興局農村計画課

施策名	農地、農業用水等の整備・保全 (実績評価書⑨)	政策体系上の位置付け
		V-⑨
施策の概要	<p>農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資するため、以下の施策を推進する。</p> <p>① 優良農地の確保・保全 ② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 ③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 ④ 農地海岸の保全・海辺の再生</p>	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 望ましい農業構造の実現に向け、国内農業の体質強化を図るため、担い手の育成・確保に係る諸施策との十分な連携のもと、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等の確保・保全の取組を進める必要がある。 平成20年度は、施策の改善・見直しを通じた制度整備とそれら制度の効果的な運用により、各目標の達成に向けて着実に取組が進んだことにより、望ましい農業構造の確立に向けた良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等の確保が図られた。 引き続き、「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、目標達成に向けて、担い手を育成し、農地の有効利用を図るための制度整備及び制度の効果的な運用を図るとともに、施策全体についても、分析を踏まえた改善・見直しの方向性及び食料・農業・農村基本計画策定後の情勢変化等を踏まえた対応を図っていくことが必要である。</p> <p>(必要性) ① 「優良農地の確保・保全」については、農業の持続的発展を図るためには、集団的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これらの農地等における農業災害の発生を防止する必要がある。 ② 「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、良好な営農条件を備えた農地を確保するため、農地の整備による生産性の向上と認定農業者、集落営農組織、農業生産法人等の意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を進めるとともに、農地の面的集積を促進する必要がある。 ③ 「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万7千kmの老朽化が進行する中であって、適切な機能保全を行い、その機能を確保する必要がある。 ④ 「農地海岸の保全・海辺の再生」については、津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性を確保するため、津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらされている農地等を減少させる必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「優良農地の確保・保全」のうち「優良農地の減少傾向に歯止めをかける」については、都道府県・市町村に対する会議・研修等を通じた農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用等に取り組んでおり、効率的に推進している。 「被害の発生するおそれのある農用地を減少させる」については、ハード整備とソフト対策が一体となったため池等の農業用施設の防災・減災対策を行うことにより、効率的に推進している。 ② 「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、ほ場の大区画化等のハード面での取り組みと併せて、担い手への農地利用の集積を図るための土地利用調整活動に対する助成等のソフト面での取り組みを実施しており、効率的に実施している。 ③ 「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、施設の長寿命化を図りつつ、必要な更新整備等を計画的に実施しており、効率的に推進している。 ④ 「農地海岸の保全・海辺の再生」については、ハード整備とソフト対策が一体となった津波・高潮からの防護・避難対策を行うことにより、効率的に推進している。</p> <p>(有効性) ① 「優良農地の確保・保全」のうち「優良農地の減少に歯止めをかける」については、実績値が把握できないものの、農用地区域の編入要件を満たす農地について農用地区域へ編入するとともに、都道府県、市町村に対する会議・研修等を通じた農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用等に取り組んだ。 また、「被害の発生のおそれのある農用地を減少させる」については、目標をおおむね達成した。これは、自然災害の発生を未然に防止するとともに、農地防災対策を実施したこと</p>	

- よるものである。
- ② 「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、目標の達成状況は「Bランク」となった。これは、農業の構造改革の加速化を図る観点から、農業生産基盤の整備を通じたほ場の大区画化等のハード面での取組みと併せて、担い手への農地利用の集積を図るための土地利用調整活動に対する助成等のソフト面での取組みにより推進したものの、多様な作付を行うなど、営農形態が多様な地区においては、担い手への農地利用集積にむけた調整に時間を要する等の理由によるものである。
- ③ 「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、目標の達成状況は「Aランク」となった。これは、診断技術や対策工法の高度化を図る取組を充実し、予防保全対策等を含めた管理による施設の長寿命化を図りつつ、必要な更新整備等を計画的に実施したことによるものである。
- ④ 「農地海岸の保全・海辺の再生」については、目標の達成状況はおおむね有効であった。これは、海岸保全施設整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び海岸環境整備事業を実施したことによるものである。

(反映の方向性)

- ① 「優良農地の確保・保全」のうち「優良農地の減少傾向に歯止めをかける」については、平成19年11月に公表した「農地政策の展開方向」に基づき、会議・研修等を通じ、都道府県、市町村に対して必要な助言等を行うとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用が図られるよう、都道府県とも連携して推進する。
- 「被害の発生するおそれのある農用地を減少させる」については、ハード整備とソフト対策が一体となったため池等の農業用施設の防災・減災対策を引き続き行う。
- ② 「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、引き続き、ほ場の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、基盤整備と併せ大規模な経営体への農地利用集積を促進する制度や水利施設の整備と連携して農地利用集積を推進するほか農地情報図の整備を推進する。
- ③ 「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、引き続きストックマネジメントの手法に基づき、農業用排水施設の既存ストックを有効活用してライフサイクルコストの低減を図るとともに、畑地における農業用排水施設の更新整備を行うこと等により、水源からほ場に至る安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。
- ④ 「農地海岸の保全・海辺の再生」については、引き続き海岸保全施設の整備を効率的・効果的に実施する。
- また、地球温暖化に伴う海面水位の上昇や台風の激化による高潮災害のリスクの増大、切迫する大規模地震・津波災害に対して、ハード・ソフト一体となった津波・高潮からの防護・避難対策を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
優良農地の確保・保全	優良農地の減少傾向に歯止めをかける	万ha	407.5 (平成18年度)	99% (A)	106% (A)	120% (A)	404 (平成27年度)	「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき目標値を設定。 土地改良事業の関する基本的な方針である「土地改良長期計画」に基づき目標値を設定。
	被害の発生するおそれのある農用地を減少させる	万ha	91 (平成19年度)	—	—	85	67 (平成24年度)	
基盤整備による担い手への農地利用集積の促進	農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積及び農地の面的集積率	%	23 (平成20年度)	—	—	55 (B)	農地利用集積率7割 (毎年度)	このうち面的集積率7割 (毎年度)
		%	—	—	—	74 参考値		
農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4	km	301	—	—	284 (A)	老朽化に起因する機能低下を生じた後に補修を行う基幹的農業用排水路約4	

	万7千kmの老朽化が進行する中であって、適切な機能保全を行い、その機能を確保する。							排水路の総について、301kmを目標に抑制を図る。(毎年度)	
農地海岸の保全・海辺の再生	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少	万 h a	2.25 (平成19年度)	—	—	1.96	1.15 (平成24年度)	社会資本整備重点計画において定められた指標（海岸関係省庁及び河川事業の合同指標）に基づき目標値を設定。	
	地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少	h a	6,800 (平成19年度)	—	—	6,400	5,500 (平成24年度)		
	老朽化対策の延長の割合	%	73.5 (平成19年度)	—	—	74.1	77.3 (平成24年度)		
	失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生の割合	%	30 (平成19年度)	—	—	33	48 (平成24年度)		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		農地政策の展開方向について＜農地に関する改革案と工程表＞21世紀新農政2007	H19. 11. 6
	第166回国会施政方針演説	H19. 1. 26	<ul style="list-style-type: none"> 意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。 国民生活の基盤となる安心・安全の確保と、美しい環境を守ることは、政府の大きな責務であります。 大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。
	食料・農業・農村基本計画	H17. 3. 25	第3の2の(3)、(7)
	農用地等の確保等に関する基本指針	H17. 11. 15	農用地区域内の農地面積 407万ha（平成17年）→404万ha（平成27年）
	土地改良長期計画	H20. 12. 26	①効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積、②農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保、③農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化
	社会資本整備重点計画	H21. 3. 31	①津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積、②地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の面積、③老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合、④水辺の再生の割合、⑤ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合、⑥総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：農村振興局農村計画課

施策名	政策体系上の位置付け	
	V-⑩	
施策の概要	都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図るため、以下の施策を実施する。 ① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 ② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 ③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 農村地域で進行する過疎化・高齢化は農地の集団的利用や農道等の農業関連施設の共同管理を後退させ、また、共同管理できなくなった農業集落においては、農地面積や農家数が顕著に減少し、このことが農業生産の停滞はもとより、定住基盤や農地等の地域資源の荒廃を招く要因となっており、食料の安定供給や多面的機能の発揮への影響が懸念されていることから、これらの機能を適切かつ十分に発揮していくためには、農林漁業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図る必要がある。 これまでの諸施策は、目標の達成状況を見る限りでは、一定の効果を果たしているものの、農村地域は過疎化高齢化が進行しており、農村の振興を図るためには、都市と農村の共生・対流による雇用及び定住の促進、農村経済の活性化による所得の向上等の他にも様々な分野が関わっており、当省のみならず、各省庁の施策と連携し推進していかねばならない。このため、現在、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて、その旨検討を行っているところであり、この検討結果を踏まえ、達成目標及びその手段等について見直す必要がある。 なお、意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現のうち「景観農業振興地域整備計画（以下「景観農振計画」という。）の策定数」については、達成状況がCランクとなったことから、政策手段別評価における評価結果等を踏まえ、目標達成に向けて施策を見直す必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」については、広く国民がゆとりのある生活を享受できるよう都市と農村の交流人口を増加させるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供する必要がある。 ② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、中山間地域等の農業者等の安定した所得を確保することが、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等、総合的な施策を推進する必要がある。 ③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」については、食料の安定供給の基盤である農地・農業用水や、豊かな自然環境、棚田を含む美しい農村景観、生物多様性等の地域資源について、将来にわたり良好な状態で保管理が確保され、かつ、汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施する必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」については、地方自治体の作成する活性化計画の実現に向けた総合的な取組を国が交付金により支援する方式を採用していること、地域再生のための総合的な戦略である「地方再生戦略」に基づき他省庁と連携した取組を行っていること、体験農園の普及に向けて関係機関・団体と連携していること等により、効率的に推進している。 ② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、地域の実情に即したメニュー方式による農業生産基盤と農村生活環境の整備を核として総合的な施策の推進を図ることにより、効率的に推進している。 ③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」については、生活排水処理施設の整備に際して、汚水処理施設整備交付金等を活用し、下水道や浄化槽との連携等による効率的な整備を推進している。</p> <p>(有効性) ① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊数」について、近年の国内宿泊観光旅行全体の伸び悩みや、宿泊体験旅行の商品化のための環境整備が不十分であったこと、「都市的領域における市民農園の区画数」について、市民農園用地の確保の困難性及び財政負担の問題から開設主体の約7割を占める市町村開設の伸びが低下したこと等により目標値を下回ったことによるものである。</p>	

② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少に加え、肥料・飼料・光熱動力費の急激な値上がりなどによる農業所得の減少等により、目標値を下回ったことによるものである。

③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、「景観農振計画の策定数」について、同計画の必要性は認めつつも、計画策定にあたって「農地の効率的利用と景観保全のための土地利用」との考え方からくる合意形成に時間を要していること、景観計画に景観農振計画に関する基本的事項を定めている割合が景観計画全体の2割程度に留まっていること等のため、大きく目標値を下回ったこと等によるものである。

(反映の方向性)

① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」のうち「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数」については、農山漁村活性化法に基づく活性化計画の策定、共生・対流ビジネスモデルの公募等とおして各地域への積極的な情報提供、国土交通省と連携し観光園整備計画の策定を推進して、観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るとともに、「子ども農山漁村交流プロジェクト」に関して、平成21年度から「子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業」を予算化し、全国展開に向けて受入モデル地域の拡大を図る。

また、「都市的地域における市民農園の区画数」については、農業体験農園の普及拡大に資する取組及び農園整備の支援に加え、インターネット等を活用した市民農園開設など都市住民が農に触れる機会の拡大に資する先導的な取り組みへの支援等を推進する。

② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、肥料・飼料・光熱動力費の値上がり等の外的な要因の影響を受けていることから、引き続き、施設園芸燃油消費量や化学肥料施量の一定以上の低減を行う農業者グループに対して、燃料費や肥料費の増加分の一部を支援するとともに、農業生産基盤と農村生活環境の整備、中山間地域等直接支払制度の実施や鳥獣被害への対策などの総合的な条件整備に対する支援を効率的に推進する。

③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」のうち「農地、農業用水等の保安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数」については、引き続き「農地・水・環境保全向上対策」を着実に推進する。

「景観農振計画の策定数」については、景観農振計画を定めるに当たって景観計画に景観農振計画に関する基本的事項を定める必要があり、この基本的事項を定めた景観計画の策定を推進することが重要であるため、「景観農振計画に関する基本的事項を定めた景観計画の策定数」を指標とし、他府省と連携して普及・啓発に取り組みつつ、基本的事項を定めた景観計画の策定意向を有する市町村等を重点地域と定めて、21年度に創設したアドバイザー派遣による直接の指導・助言を行う。併せて、景観農振計画の策定に向けた地域が主体となって合意形成等の取り組みを推進する人材を育成する。

「事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値」については、事業の実施に際して住民の参画を一層促進するとともに、住民の意向を踏まえて事業の推進を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
①都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数	%		62.3 (B)	60.1 (B)	70.6 (B)	880 (平成21年度)	都市と農村の共生・対流の促進を通じた農村の振興を図る支援等の取組の効果を判断するものとして、「グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数」について、H21年度の年間880万人を目標値として設定する。
	都市的地域における市民農園の区画数	万人	770 (平成16年度)	795	813	844	14.6 (平成21年度)	都市農業は様々な役割を發揮することから、その振興を図るための支援等の取組の効果を判断するものとして、「都市的地域における市民農園区画数」について、H21年度の約14.6万区画を目標値として設定する。
②中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の戸当たり農家総所得の維持	万円	485 (平成16年)	485 (A)	440 (A)	420 推計値 (B)	485 (各年度)	中山間地域における農業生産条件の不利を補正するための施策の効果を判断するものとして、「中山間地域の戸当たり農家総所得」について、H16年の485万円の維持を図ることを目標値として設定する。

③意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現		%		84.5 (B)	73.0 (B)	73.0 (B)		
	農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数	万地域	—	—	—	1.9 見込値	3.0 (平成24年度)	地域の農業者だけでなく、多様な主体の参画を得て、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同活動を促進する施策の効果を判断するものとして、土地改良長期計画に基づき、「農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数」について、H24年度の3.0万地域、220万人・団体を目標値として設定する。
	景観農業振興地域整備計画の策定数	万人・団体	—	—	—	147 見込値	220 (平成24年度)	
	農業集落排水事業による生活排水の処理人口	計画	0 (平成17年度)	1	2	2	50 (平成25年度)	
	事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値	万人	350 (平成19年度)	—	—	359 見込値	400 (平成24年度)	
	%	100 (各年度)	80.7	82.3	81.2	100 (各年度)		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		地方再生戦略	平成19年 11月30日
第169回国会施政方針演説 21世紀新農政 2008 食料・農業・農村基本計画		平成20年 1月29日	漁村への定住・滞在・農山漁村との交流等の推進)ほか
		平成20年 1月18日	(活力ある地方の創出)
		平成20年 5月7日	地方と都市との共生の考えの下… II-1 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開
土地改良長期計画		平成17年 3月25日	第3の3 (1) 地域資源の保全管理政策の構築 (2) 農村経済の活性化 (3) 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進 (4) 快適で安全な農村の暮らしの実現
	平成20年 12月26日	第2の2 ①【田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくり】 ・農業集落排水処理人口 約350万人(平成19年度)→約400万人(平成24年度) 第2の3 ①【農村労働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理】 ・農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数 約130万人・団体(平成19年度)→約220万人・団体(平成24年度) 約1.7万地域(平成19年度)→約3.0万地域(平成24年度)	

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：林野庁企画課

施策名	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 (実績評価書⑪)	政策体系上の位置付け VI-⑪
施策の概要	森林・林業基本法及び森林・林業基本計画等に基づき、森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図るため、以下の施策を実施する。 ① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進 ③ 山地災害等の防止 ④ 森林病虫害等の被害の防止 ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 ⑥ 山村地域の活性化	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、目標の達成状況がAランクとなったことから、今後も着実に森林整備を推進していくため、地方・個人負担の軽減や、間伐等の森林整備が進みにくい森林の早期解消等に向けた取組を強化する必要がある。</p> <p>「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、目標の達成状況がBランクとなったことから、持続可能な森林経営の推進のため、途上国側とのコミュニケーションを一層図り、ニーズを踏まえてCDM植林実施の支援、森林減少・劣化問題対策、違法伐採対策等の展開を図ることが必要である。</p> <p>「山地災害等の防止」については、目標の達成状況がAランクとなったことから、引き続き、効果的かつ計画的に事業を推進する必要がある。</p> <p>「森林病虫害等の被害の防止」については、目標の達成状況がBランクとなったことから、松くい虫被害の再激化が懸念される都府県に対して必要な技術的助言等を行い改善を図るとともに、被害の先端地域へのまん延を防止するため、国、県、市町村等が一体となった防除対策を実施していく必要がある。</p> <p>「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であるとなったことから、森林づくり活動が活発に行われるための環境整備を行い、国民の幅広い参加を促進する必要がある。</p> <p>「山村地域の活性化」については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であるとなったことから、居住環境整備の推進とともに、地域の資源を活かした魅力ある山村づくりを推進する必要がある。</p> <p>以上のとおり、平成20年度の施策に関する各目標の達成状況からは、本政策分野は一定の有効性は認められるものの、海外協力や森林被害の防止、国民参加の促進、山村活性化等を通じた森林の有する多面的機能の発揮についてさらなる向上が必要と考えられることから、今後さらに、計画的な森林整備、山地災害や森林被害の防止などの森林の適切な整備・保全を広く国民の理解を得つつ推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮を図る必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす必要がある。</p> <p>③ 「山地災害等の防止」については、国土保全の観点から、山地災害のおそれがある約13万6千集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について重点的に保全対策を実施し、災害の未然防止を図る必要がある。</p> <p>④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、森林病虫害等による被害で最も深刻な松くい虫の被害について、保全すべき松林における被害率を全国的に1%未満の「微害」レベルにするとともに、他の森林病虫害やシカ等の野生鳥獣による森林被害を防止し、健全な森林の維持を図る必要がある。</p> <p>⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業、ボランティア団体等による森林づくりや里山林の再生活動促進等により、国民参加の森林づくりを一層推進する必要がある。</p> <p>⑥ 「山村地域の活性化」については、森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者、林業就業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就</p>	

業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを図る必要がある。

(効率性)

- ① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、森林の整備に当たり、森林施業の集約化や路網の整備等による林業生産コストの低減等を推進し、効率的な実施に努めている。
- ② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、各国、国際機関、NGO等との役割分担や、現地カウンターパートとのコミュニケーションを図りながら、効率的な事業を実施している。
- ③ 「山地災害等の防止」については、治山事業の実施に当たり、事業の重点化・集中化を進めるとともに、間伐木や転石などの現地発生材の活用などにより、総合的なコスト縮減に努めている。
- ④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、森林病虫害等の被害のまん延性が強く、ひとたび被害を放置すれば広範囲に被害が拡大し、その復旧に当たっては、多大なコストや長期にわたる時間が必要となることから、適切な防除対策により効率的に森林を保全している。
- ⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、広範な国民が森林づくりに参加できるようにするため、森林づくり活動に関する普及・啓発、サポート体制の整備、全国的なレベルでの各界や関係団体との連携など総合的に取り組んでいる。
- ⑥ 「山村地域の活性化」については、国全体として山村振興を実現していくため、山村地域の活性化に関する先進的な事例やそのノウハウなどをさまざまな形で情報提供することにより効率的に実施している。

(有効性)

- ① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、人工林の高齢級化に対応した7から9齢級(31年生から45年生)の間伐への補助の本格的な実施、水産分野や農業分野との連携による森林整備等の実施、森林吸収源対策として必要な追加的な間伐等の実施に要する地方負担を地方債の対象としたことなどから、目標の達成状況はAランクとなった。
- ② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、最終評価及び中間評価を実施した事業において、アンケートによる評価を受けた結果、20年度の実績は前年度の94%から82%となり、目標の達成状況はBランクとなっている。
- ③ 「山地災害等の防止」については、平成19年の台風等による局地的な豪雨や新潟県中越沖地震などにより激甚な山地災害が発生した箇所への復旧対策を着実にを行うとともに、減災に向けた効果的な事業を推進したことから、目標の達成状況はAランクとなっている。
- ④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合が、19年度の60%から20年度は62%となり、やや改善されたものの、目標の達成状況はBランクとなっている。
- ⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、企業による森林づくり活動実施箇所数が増加し、おおむね順調に推移していると考えられるが、森林ボランティア活動件数の増加の伸びがまだ緩やかであることから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなっている。
- ⑥ 「山村地域の活性化」については、いずれの指標も昨年同等以上の結果となっているが、指標(7)について4年間の結果を見ると、新規定住者数が横ばい、交流人口が減少傾向にあることから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなっている。

(反映の方向性)

- ① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、Aランクとなったことから、間伐が進みにくい条件の不利な森林を対象として、公的主体がモデル的に間伐を行う取組に対する定額助成や、境界明確化の取組を本格的に支援するなど、地方負担、個人負担にも配慮した施策の充実を図りつつ、引き続き総合的な取組を実施する。
- ② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、Bランクとなったことから、途上国側のニーズに更的確に応えられるよう、開発途上地域等におけるCDM植林実施支援のための取組、森林減少・劣化問題対策のための取組等を実施するとともに、ワークショップ開催、住民参加支援、普及・指導員育成等により違法伐採対策等を効果的に推進する。
- ③ 「山地災害等の防止」については、Aランクとなったことから、引き続き、山地災害危険地区の危険度合いも勘案しながら、効果的かつ計画的に事業を推進するとともに、荒廃地や荒廃森林の効果的な整備、天然生林の保安林の計画的な指定等を実施する。
- ④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、Bランクとなったことから、伐倒・焼却等による駆除措置、薬剤による予防措置、抵抗性マツやマツ以外の樹種へ転換する等の対策を適宜適切に組み合わせた総合的かつ適確な防除に努めるとともに、新たな地域への被害のまん延を防止するため、国、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施する。
- ⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、有効性の向上が必要であることから、「美しい森林づくり推進国民運動」や緑化行事の開催等による普及啓発、森林づくり活動のサポート体制整備を推進するとともに、森林ボランティア活動の技術向上・安全対策に関する研修等を実施する。
- ⑥ 「山村地域の活性化」については、有効性の向上が必要であることから、山村地域の居住環境整備を推進するとともに、優れた自然や文化・伝統等の山村固有の資源を活用した魅力ある山村づくり、企業等との社会的協働システムの構築等により山村地域の再生を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。(各年度)	%	—	97 (A)	93 (A)	95 (見込値) (A)	100 (各年度)	<p>森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから、「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」を目標とし、この成果を把握するため、次の指標の達成率の平均を毎年度100%とすることを数値目標として設定。</p> <p>(ア) 水土保全機能 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。</p> <p>(イ) 森林の多様性 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。</p> <p>(ウ) 森林資源の循環利用 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 なお、森林吸収目標1,300万炭素トンの達成のため、19年度から森林吸収源対策を加速化することとしたところであり、指標(ア)と(ウ)について、19、20年度の目標値について見直しを行った。</p>
	指標(ア) 水土保全機能	%	62.60 (15年度)	63.49	66.10	70.29 (見込値)	70.80 (20年度)	
	指標(イ) 森林の多様性	%	31 (15年度)	34.64	35.36	34.63 (見込値)	35 (20年度)	
	指標(ウ) 森林資源の循環利用	千万m ³	84 (15年度)	92	94	97 (見込値)	98 (20年度)	
国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする。(各年度)	%	—	92 (A)	94 (A)	82 (B)	100 (各年度)	<p>国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上国における森林の整備及び保全等に対する積極的な協力の推進に努めることが必要であり、国内における森林の有する多面的機能の持続的発揮にともなう不可欠であることから、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」を目標とし、この成果を把握するため、国際林業協力関連事業における相手国の政府関係者等に対するアンケート調査(5段階評価)により把握された「持続可能な森林経営への寄与度」を毎年度100%とすることを数値目標として設定。</p>
山地災害等の防止	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。	集落	48,000 (15年度)	50,500	51,200	51,700 (見込値)	52,000 (20年度)	<p>国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから、「山地災害等の防止」を目標とし、この成果を把握するため、集落到近接する山地災害危険地区等のうち、5年間で防災上特に緊急性、必要性が高く、治山対策を完了させる集落数を数値目標として設定。</p>
		%		104 (A)	100 (A)	100 (A)		
森林病害虫等の被害の防止	松くい虫被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されると認められる都府県の割合を100%とする。(各	%	—	67 (B)	60 (B)	62 (B)	100 (各年度)	<p>森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林病害虫や野生鳥獣の被害から森林を守ることが重要であることから、「森林病害虫等の被害の防止」を目標とし、この成果を把握するため、松くい虫被害について、保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを数値目標として設定。</p>

国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	年度)							
	森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる。	万人	70 (18年度)	—	(有効性の向上が必要である)	(有効性の向上が必要である)	100 (21年度)	森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運の醸成が重要であり、企業やNPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進し、森林の整備・保全を推進するためには広い国民の参加が必要であることから、「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」を目標とし、この成果を把握するため、森林ボランティア活動への年間延べ参加者数(推計値)を平成18年度の約70万人から平成21年度に100万人にすることを数値目標として設定。 なお、実績値を把握する「森林づくり活動についてのアンケート調査」は3年に1度しか実施していないことから、平成19年度及び平成20年度については、指標(1)及び(2)を用いて総合的な判定を行う。
	目標、指標については、19年度から設定							
	指標(1) 企業による森林づくり活動実施箇所数	箇所	—	—	325	472	—	
	指標(2) 森林ボランティア活動件数	件	—	—	3,695	3,744	—	
山村地域の活性化	以下の指標を用いて全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。				(有効性の向上が必要である)	(有効性の向上が必要である)	(有効性の向上が必要である)	山村は森林を支える基盤であり、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を生かすためには、山村地域の生活環境の整備や産業振興による就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、「山村地域の活性化」を目標とし、この成果を把握するため、山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ指標(ア)から(イ)を設定し、それらをもとに全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。
	指標(ア) 以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比	%	—	123	106	101 (見込値)	—	
	指標1) 新規定住者数	%	—	36	32	35 (見込値)	—	(ア) 全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比
	指標2) 交流人口	%	—	66	61	54 (見込値)	—	1) 新規定住者数 前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合
	指標3) 地域産物等販売額	%	—	33	52	49 (見込値)	—	2) 交流人口 交流人口が住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上している市町村の割合
	指標(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数	流域	10 (15年度)	20	19	22 (見込値)	20 (20年度)	3) 地域産物等販売額 前年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上している市町村の割合
	指標(ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数	万人	—	58	71	80 (見込値)	80 (20年度)	(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数 (ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日	〈3 安心できる社会(環境)〉 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
	森林・林業基本計画	平成18年9月8日	第2の3

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：林野庁企画課

施策名	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進 (実績評価書⑫)	政策体系上の位置付け VI-⑫
施策の概要	森林・林業基本法及び森林・林業基本計画等に基づき、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図るため、以下の施策を実施する。 ① 望ましい林業構造の確立 ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 「望ましい林業構造の確立」については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であったことから、森林所有者への施業提案などにより施業の集約化を一層進めるとともに、集約化施業に必要な人材育成や路網整備と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進する必要がある。 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、目標の達成状況がAランクとなったところであるが、金融危機に伴う景気後退等の影響により、国産材の供給・利用量は前年から減少する見込みである。平成27年の目標達成に向け、さらに、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給を推進するとともに、国産材を利用した住宅づくりを普及する取組、「木づかい運動」等による消費者への普及啓発活動、小径木等の未利用の木質バイオマスの利用などを一層推進する必要がある。</p> <p>以上のとおり、平成20年度の施策に関する各目標の達成状況からは、本政策分野は一定の有効性は認められるものの、効率的かつ安定的な林業経営の育成や国産材の安定的な供給・利用等についてさらなる向上が必要と考えられることから、今後、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体の育成、製材・加工の大規模化等による木材産業の競争力の強化及び消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化等による木材需要の拡大により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造を確立する必要がある。 ② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する必要がある。</p> <p>(効率性) 「望ましい林業構造の確立」及び「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、政策手段の実施に当たり、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とするとともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。</p> <p>(有効性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、4指標のうち「高性能林業機械の普及台数」、「森林組合に占める中核組合の割合」、「森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林)」の3指標が着実に増加しており、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進みつつあり、これらの者による事業量のシェアが増加しつつあるものと考えられるが、「素材生産の労働生産性」が低下したことから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなっている。 ② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、金融危機に伴う景気後退等の影響により、国産材の供給・利用量は前年から減少する見込みであるものの、合板分野での加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に利用することが可能となってきたこと、外材供給を巡る不透明な状況等により、国産材が競争力を持ち始めたことから、国産材の供給・利用量拡大の目標の達成状況はAランクとなっている。</p> <p>(反映の方向性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、有効性の向上が必要であったことから、集約化施業に必要な人材育成や高性能林業機械の導入等に対する支援を行うとともに、市町村、都道府県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携により集約化施業の面的拡大等の施策を講じる。 ② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、Aランクとなったことから、引き続き、需要者ニーズに応えうる国産材の安定的な供給体制を構築するとともに、</p>	

住宅建築・公共建築物等への木材利用、未利用木質資源を含めた木質バイオマスの利用及び消費者や一般企業等に対する戦略的な普及をさらに推し進める等の取組を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 (達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
望ましい 林業構造 の確立	指標(1) 素材生産 の労働生 産性の向 上と国産 材供給量 (用材)	・ m ³ / 人日	—	5.51	4.70	—	—	林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、「望ましい林業構造の確立」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画を踏まえ、平成27年における以下の数値目標を設定。 (ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる (素材生産量 基準値 H17:48% → 目標値 H27:60%) (造林・保育面積 基準値 H17:58% → 目標値 H27:70%) (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる (基準値 H17:2,200 → 目標値 H27:2,600) なお、平成20年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、指標(1)～(4)を用いて総合的な判定を行うこととする。(各指標を判断する実績値は、統計等を用いており、一部の指標の実績値は評価実施時点で当該年度の数値を把握できないことから、前年度の数値となる。)
		・ km ³	—	17,617	18,635	17,971 (見込値)	—	
	台	—	3,209	3,474	—	—		
	%	—	39	40	43 (見込値)	—		
	指標(4) 森林組合 による長 期経営・ 施業受託 面積(私 有林)の 増加	千ha	—	1,989	2,288 (見込値)	—	—	
木材産業 等の健全 な発展及 び林産物 の利用の 促進	国産材の 供給・利 用量を拡 大する。 (H27:23, 000km ³)	km ³	17,333 (平成16年)	18,300 (A)	19,313 (A)	18,658 (見込値) (A)	23,000 (平成27年)	木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要であり、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要であることから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定。

関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策(主 なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第171回国会施政方針演説	平成21年 1月28日	〈3 安心できる社会 (環境)〉 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。
	第169回国会施政方針演説	平成20年 1月18日	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	平成18年 9月8日	第2の4	

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：水産庁企画課

施策名	水産物の安定供給の確保 (実績評価書⑬)	政策体系上の位置付け
		Ⅶ－⑬
施策の概要	国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用の確保に資する、以下の施策を実施する。 ① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進（適切な資源管理、計画的生産） ② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開（適正な魚価の確保）	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 水産物の安定供給のためには、適切な資源管理、計画的生産及び適正な魚価の確保が必要である。 本年度の達成目標は、適切な資源管理については目標達成されたが、計画的生産及び適正な魚価の確保については、Bランク（有効性の向上が必要である）にとどまった。水産物の安定的供給を図るためには、来年度以降も引き続き適切な資源管理、計画的生産及び適正な魚価の確保を一体となって進めていくことが必要であり、達成目標に基づく施策の着実な実施が重要である。 なお、「消費地と産地の価格差の縮減」という達成目標については、21年度から、各流通段階毎の経費の構成とその推移を含めてより詳細に分析を行うことにより、必要な政策手段について検討することとする。</p> <p>(必要性) ① 「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」については、我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、国民に対する水産物の安定供給を確保するためには、水産資源の回復・管理を推進する必要がある。 ② 「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開」については、消費者が求める新鮮かつ安価な水産物の安定供給を確保するために、産地の販売力強化を図るとともに、消費と生産の橋渡しを担う水産物流通の構造改革を計画的に推進する必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」については、強い水産業づくり交付金（資源管理体制・機能強化総合対策費）等により、資源回復計画及び削減実施計画を作成する場合に必要な漁業者協議会の開催を支援すること等で、効率的な施策の推進を図っている。 ② 「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開」については、生産者団体と需要者が、予め規格・価格を設定した契約を結び、国産水産物の安定的な取引を行おうとする取組に対して、水産物の保管経費を支援する等の取組を実施しており、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>(有効性) ① 「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」については、適切な資源管理に係る指標(ア)と(イ)、計画的生産に係る指標(エ)は、それぞれ目標を達成したものの、計画的生産に係るもう1つの指標(ウ)の「主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保」については、さけ・ます類の回遊漁が大きく減少したことからBランクとなった。 ② 「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開」については、消費地と産地の価格差が4.05倍となり、目標値3.90倍に対する達成状況はBランクとなった。これは、一部の魚種において、小売価格は下落しなかったものの、産地価格が漁獲量の増加によって下落したことにより、価格差の縮減が抑制されたものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ① 「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」については、Bランクとなった指標(ウ)について、前年に比べて大きく落ち込んださけ・ます類の原因究明を進めるとともに、回帰率の向上が期待される大型種苗の放流を推進していく。 指標(ア)、(イ)、(エ)については、それぞれ目標を達成したことから、今後も引き続き、計画的生産及び資源管理の取組を実施する。 ② 「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開」については、消費者が求める新鮮で安価な水産物の安定供給に資するため、引き続き、新規販路の開拓等に取り組む事業者の支援や産地・消費地間の直接取引を推進するなど、産地の販売力強化を促進するとともに、流通コストの縮減を図ることとする。 また、目標の達成に向け必要な政策手段を検討するため、21年度から各流通段階毎の経費の構成とその推移を含めてより詳細に分析を行うこととする。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 (※19年度から目標設定)	(ア)資源回復計画の着実な実施	%	—	77 (B)	35 (C)	94 (A)	100 (毎年度)	資源回復計画に基づき、漁獲圧力を下げるため、漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることを目標値として設定。
	(イ)国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大	魚種 協定	— —	75 50 (A)	77 50 (A)	81 51 (A)	77 (H20) 50 (H20)	国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、また、我が国漁業の漁場の維持及び開発が図られるよう国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大を目標値として設定。
	(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保	千トン	1,754 (H18)	1,754 (—)	1,789 (A)	1,769 (B)	1,798 (H23)	主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量については、水産基本計画の平成29年度目標を1,929千トンとしており、これを達成するため、毎年一定割合で増加させるものとして、平成23年度目標値を1,798千トンとして設定。
	(エ)平成23年度の海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画における生産量の割合	%	63.5 (H18)	—	75.2 (A)	75.8 (A)	80 (H23)	持続的養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を推進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の比率を目標値として設定。
	水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開 (※19年度から目標設定)	消費地と産地の価格差の縮減	倍	3.98 (H18)	—	4.14 (B)	4.05 (B)	3.78 (H23)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	水産基本計画	平成19年 3月20日	第3の1 3	低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：水産庁企画課

施策名	水産業の健全な発展 (実績評価書⑭)	政策体系上の位置付け
		Ⅶ－⑭
施策の概要	国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図るため、以下の施策を実施する。 ① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮 ③ 水産関係団体の再編整備	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 「水産業の健全な発展」にとっては、漁業の健全な発展と漁村の振興が重要であり、このうち、漁業の健全な発展に資するものとしては、「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力のある漁業就業構造の確立」及び「水産関係団体の再編整備」が、漁村の振興に資するものとしては、「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」がそれぞれ重要であり、来年度以降も引き続き達成目標に基づく施策の確実な実施が重要である。 目標の達成状況がBランク（有効性の向上が必要）となった「新規漁業就業者数の確保」については、実績値が目標値の7割に留まっていることを踏まえ、体系的な漁業就業支援体制を整備し、漁業者の雇用余力の維持や沿岸漁業の法人化等を促進する。また、「漁協の組織基盤の強化」については、多種多様な漁協経営改善モデルの策定に一層努める。</p> <p>(必要性) ① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、安定的な収益を確保しつつ継続的に漁業活動を担い得る漁業経営体を育成し、このような経営を担う人づくりを進める必要がある。 ② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、力強い産地づくりと安全で活力ある漁村づくりに向けて、我が国周辺水域の資源生産力の向上や我が国水産業の国際競争力強化を図るため、水産物供給基盤の整備、漁村の防災力の強化と生活環境の向上に資する整備等を推進するとともに、水産業・漁村の多面的機能を発揮を確保する必要がある。 ③ 「水産関係団体の再編整備」については、水産関係団体の位置づけ・役割を不断に見直すとともに、漁協改革の促進をはじめとして、効率的な再編整備を進める必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、漁業担い手確保・育成対策総合推進事業、漁業経営安定対策事業により、地域の実情に応じた目標を示した上で、自主性・裁量性を発揮しながら、新規漁業就業者数の確保と、漁業経営改善計画の認定者数の確保に努めており、効率的な施策の推進を図っている。 ② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針等に基づき、資源管理や衛生管理の諸施策と連携しつつ取組を推進し、効率的な施策の推進を図っている。 ③ 「水産関係団体の再編整備」については、漁協の組織基盤の強化について、経営コンサルタント等の財務・起業再生等に知見を有する外部専門家を活用し、漁協経営改善モデル(先進事例)を作成し、広く普及・紹介することで、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>(有効性) ① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」のうち指標「新規漁業就業者数の確保」については、目標を達成することができず、達成状況はBランクとなった。これは、19年秋以降の雇用情勢悪化に伴い漁業就業希望者は増加したものの、近年、漁獲量減少に加え燃油高騰に見まわれる中、更には20年秋口以降の景気後退により漁業者側の雇用余力が低下したこと等が影響を及ぼしたものと考えられる。また、指標「漁業経営改善計画の認定者数の確保」については、平成20年度から新たに漁業経営安定対策事業（漁業経営改善計画認定は本事業に加入するための一要件）を導入したこと等により目標達成しAランクとなった。 ② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、全ての指標において目標を達成し、Aランクとなった。 ③ 「水産関係団体の再編整備」については、前年に引き続き、合併の効果が発揮されていないために経営改善が進まない漁協や、財務状況の悪化が原因により合併に参加できない漁協の経営改善計画のモデルプラン策定を行ったところであり、目標の達成状況はBランクとなった。</p>	

(反映の方向性)

- ① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、従来の施策に加え、学生等を対象とする漁場体験活動等の支援、漁業現場での長期研修の拡充(最長2年)、長期研修生の住居費の支援、漁業に必要な経理・税務等の技術の習得のための支援措置、新規漁業就業者のための演習船の整備及び新しいビジネスのノウハウや技術を有する異業種の漁業への参入を促進し、総合的な漁業就業支援を実施する。
- ② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、今後も引き続き、漁港漁場整備長期計画等に基づき、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を実施する。
- ③ 「水産関係団体の再編整備」については、漁協の組織基盤の強化を図るため、漁協経営改善モデルを策定しており、21年度からは、これまでの2タイプ(合併漁協型、経営不振漁協型)に加え、県内漁協系統全体の経営改善を目的とした計画の策定にも取り組むこととし、より多くの漁協が活用できるよう多様な形態毎に漁協経営改善モデルの策定を引き続き努める。
- また、19年度に策定された6計画については、計画実施の具体的内容及び経営改善への具体的な効果についても、状況に応じて漁連や県などの関係者との連携の上、フォローアップしていくこととしている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
国際競争力のある経営体の育成・活力ある漁業就業構造の確立(※19年度から目標設定)	(ア)新規漁業就業者数の確保	人	—	1,256 (B)	1,081 (B)	1,047 (B)	1,500 (毎年)	水産業の健全な発展を図るよう、将来の漁業を担うに足る能力を備えた人材の確保が重要であり、平成15年の年間1,500人の新規漁業就業者を確保することを目標として設定。
	(イ)漁業経営改善計画の認定者数の確保	経営体	67 (H14)	234 (B)	290 (B)	1,596 (A)	947 (H20)	漁業者が、経営の相当程度の向上を図ることを目的に、国・都道府県の助言の下に、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行う漁業経営改善計画を策定する認定者数947経営体を平成20年度の目標値として設定。
漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮(※19年度から目標設定)	(ア)漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供	万トン	—	—	—	2.4 (A)	14.5 (H23)	水産基本計画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、平成23年度を目途に、概ね14.5万トンの水産物を新たに提供することを目標値として設定。
	(イ)高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合の向上	%	23 (H16)	—	25.1	28.2 (A)	50 (H23)	水産物の流通拠点となる漁港において、鮮度保持対策や衛生管理対策等に重点的に取り組むことにより、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を平成23年度を目途に概ね50%に向上させることを目標値として設定。
	(ウ)漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上	%	35 (H16)	41	43	46 (暫定値) (A)	60 (H23)	漁村の総合的な振興の観点から、生活環境の向上を図るため「漁業集落排水を行うこととしている漁村の人口比率」を平成19年度策定の「漁場整備長期計画」の目標に基づき、平成20年度46%を目標値として設定。
	(エ)津波・高潮及び地震による災害から一定の安全性が確保されていない	a地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積	約58 (H19)	—	—	約44 (A)	約28 (H24)	地震時及びその発生後において、海岸の背後地域の浸水被害を防護するため、人口・資産が集積する地域等を防護する施設を中心に、緊急かつ効率的に海岸保全施設の耐震化を推進し、地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積を減少させるため、平成24年度を目途に概ね約

漁村等の面積削減、老朽化対策の推進、水辺の再生、ハザードマップの作成支援等の推進	千 (ha)	約5.0 (H19)	約5.2 (A)	約5.0 (A)	約4.7 (A)	約4.0 (H24)	44haにすることを目標値として設定。重要沿岸域やゼロメートル地帯、近年浸水被害が発生した地域を中心に、海岸保全施設の計画的な整備等のハード施策を着実に進めるとともに、ソフト対策を一体的に推進し、各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面積を減少させるため、平成24年度を目途に概ね約4.8千haにすることを目標値として設定。	
	b津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 (千ha)	約21 (H19)	—	—	約29 (A)	約40 (H24)	越波や海岸侵食等が周辺の生物の生息・生育環境や景観、利用に与える影響等に配慮した海岸保全施設の整備を推進し、海岸侵食によって失われた砂浜について、復元・再生を進めるため、平成24年度を目途に概ね約40%にすることを目標値として設定。	
	c水辺の再生の割合 (%)	0 (H19)	—	—	—	5 (H24)	土砂管理についての技術開発を推進するとともに、関係機関との事業連携を図りつつ、土砂の流れに支障があり問題が発生している海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業を進めるため、平成24年度を目途に概ね5個所にすることを目標値として設定。	
	d総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数 (個所)	約52 (H19)	—	—	約52 (A)	約57 (H24)	海岸保全施設の老朽度や機能の健全性を適切に把握し、計画的な維持・更新を行うことにより、施設の機能を所要の水準に確保するため平成24年度を目途に概ね約57%にすることを目標値として、昭和42年以前に設置された海岸保全施設について、所要の機能の確保を進める。	
	e老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 (%)	約60 (H19)	—	—	約74 (A)	約80 (H24)	住民の防災意識を高め、災害時の更なる人的被害の回避、軽減を図るため、各種ハザードマップを作成・公表し、防災訓練の実施を推進すること等により、それらを活用した市町村の割合を平成24年度を目途に概ね約8割にすることを目標値として設定。	
	fハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (%)	—	—	6 (B)	6 (B)	30 (H21)	経営の改善が進まない漁協、財務状況が悪く合併の障害となっている経営不振漁協について、経営コンサルタント等外部専門家による詳細な財務分析を通じた具体的な改善計画を策定し、経営・事業改善を図ることとから、19～21年度の間30漁協の改善計画策定を目標値として設定。	
水産関係団体の再編整備 (※19年度から目標設定)	漁協の組織基盤の強化(漁協経営改善事業による漁協経営改善計画策定)	漁協	—	—	6 (B)	6 (B)	30 (H21)	経営の改善が進まない漁協、財務状況が悪く合併の障害となっている経営不振漁協について、経営コンサルタント等外部専門家による詳細な財務分析を通じた具体的な改善計画を策定し、経営・事業改善を図ることとから、19～21年度の間30漁協の改善計画策定を目標値として設定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
	社会資本整備重点計画	平成21年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ① 汚水処理人口普及率 ② 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 ③ 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の面積 ④ 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 ⑤ 水辺の再生の割合 ⑥ ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 ⑦ 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数
水産基本計画	平成19年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> 第3の2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮 6 水産関係団体の再編整備 	

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：大臣官房環境バイオマス政策課

施策名	バイオマスの利活用の推進 (実績評価書⑮)		政策体系上の位置付け					
			Ⅷ－⑮					
施策の概要	バイオマスの利活用の推進により、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業及び農山漁村の活性化を図るため、以下の施策を実施する。 ① バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化 ② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 「バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化」及び「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」については、政策目標を達成しており、施策は有効であると考えられることから、引き続き現在の施策を推進することが重要である。 しかしながら、「バイオマス・ニッポン」を実現するためには、策定されたバイオマスタウン構想の実現を図ることが重要であり、本年3月に取りまとめを行ったバイオマスタウン加速化のための具体的方策を実施していく必要がある。また、バイオ燃料については、食料供給と両立する稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用していく必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「広く、薄く」存在する特性を持つバイオマスの利活用を推進し、地域の実情に即したシステムの構築を推進するためには、バイオマスタウン構想の策定を加速化するため必要がある。 ② 国産バイオ燃料の本格的な導入に向けて、バイオ燃料の利用モデルの整備と技術実証を行い、国産バイオ燃料を大幅に生産拡大するため必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「バイオマスタウン構想の加速化」については、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域バイオマス利活用交付金により、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援しており、これにより効率的な推進が図られている。 ② 「国産バイオ燃料の生産拡大」については、バイオエタノール製造効率等の向上を図り低コスト化を図るための技術実証を行うことで、我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すこととしている。</p> <p>(有効性) ① 「バイオマスタウン構想の加速化」については、バイオマス利活用の有効性に関する理解やバイオマスタウンの認知度が高まり、全国の市町村でバイオマスタウン構想を策定する気運が高まってきたことから、バイオマスタウン構想の策定が進み、Aランクとなった。 ② 「国産バイオ燃料の生産拡大」については、バイオディーゼル燃料の生産地区が26地区に増えたこと、バイオ燃料の原料調達から製造・供給までを一体的に行うモデル実証事業3地区がバイオディーゼル燃料の本格製造を開始したことにより、Aランクとなった。</p> <p>(反映の方向性) 「バイオマスタウン構想の加速化」及び「国産バイオ燃料の生産拡大」については、平成20年度の政策目標を達成したところであり、バイオマス利活用推進のための施策は一定の有効性が認められることから、引き続き現在の施策を推進することとする。</p>							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 (達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
バイオマスタウンの構築を推進し、平成22年度に300地区とする (※19年度から目標設定)	バイオマスタウン策定地区	地区	90 (18年度)	90	136 (B)	197 (A)	300 (22年度)	バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、平成22年度末に300地区の構想策定を目標に設定。

国産バイオ燃料を平成23年度に単年度5万キロリットル以上生産 (※19年度から目標設定)	国産バイオ燃料の生産量	キロリットル	—	—	463 (A)	2,244 (A)	50,000 (23年度)	国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について、実現に向けた工程表をとりまとめ、2007年2月に農林水産大臣から内閣総理大臣に報告。2010年頃までの当面の期間は、規格外農産物等の安価な原料を用いて、単年度5万キロリットルの生産を目指すこととしていることから目標に設定。
---	-------------	--------	---	---	------------	--------------	------------------	---

関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	閣議決定	平成18年3月31日	バイオマス・ニッポン総合戦略について閣議決定（H14.12閣議決定した戦略は廃止）
第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	食料生産に影響を与えないバイオマス技術、燃料電池の実用化などの新エネルギーの本格利用に向けた取組を加速することが重要。	

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：国際部国際協力課

施策名	食料・農業・農村に関する国際協力の推進 (実績評価書⑯)	政策体系上の位置付け
		IX-⑯
施策の概要	世界の食料需給の安定に貢献するため、食料・農業・農村に関する国際協力の推進に資する以下の施策を実施する。 ① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力 ② WTO, EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力 ③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」、「WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」、「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、目標に対する達成状況はAランクとなったものの、昨今のグローバル化の進展やWTO交渉やEPA交渉の進展、また食料安全保障について議論された各種国際会議の宣言を踏まえ、アフリカをはじめとする飢餓・貧困の多い開発途上国における具体的な取組を検討・推進し、効率的な農林水産分野の国際協力を行う必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、世界の食料需給の逼迫等により食料価格が高騰するなど、食料をめぐる国際的な情勢が変化し、我が国にも影響を及ぼしていることから、「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」を推進する必要がある。 ② 「WTO, EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」については、近年、EPA, WTO交渉等の国際交渉において、開発途上国が重要なプレーヤーとなってきており、これらの国に対して我が国の農業政策への理解の促進が重要であるという状況の中、「WTO, EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」に取り組む必要がある。 ③ 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、水・土地資源の持続的利用や、越境性疾病の発生予防に向けた国際的な取組が課題となっている中で、「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」を行う必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、開発途上国等のカウンターパートのニーズや実情を踏まえて事業を設計し、効率的に推進している。 ② 「WTO, EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」については、対象国のニーズに応じた議題や、各国共通の問題をテーマとしたことにより効率的に推進している。 ③ 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、世界的に重要なテーマについて、カウンターパートの実情に見合った形で人材育成や技術移転等を実施することにより効率的に推進している。</p> <p>(有効性) ① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、目標に対する達成状況はAランクとなった。これは、途上国の実情を踏まえた包括的な支援や効果的な人材育成を通じた協力を推進したことによるものである。 ② 「WTO, EPA等の国際交渉における我が国のイニシアティブ発揮に資する協力」については、目標に対する達成状況はAランクとなった。これは、我が国の農業政策への理解の促進と、関係国自らの抱える国際農業交渉上の課題についても理解を深める取組を行ったことによるものである。 ③ 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、目標に対する達成状況はAランクとなった。これは、国際的な問題の解決に資するよう関係国との連携強化につながる取組を行ったことによるものである。</p> <p>(反映の方向性) ① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、食料需給の変動が懸念されることから、引き続き途上国の実情を踏まえた包括的な支援等を行うとともに、稲の品種改良などの研究開発や栽培技術の普及、農民組織化を図るための専門家派遣や研修の実施、南南協力などの支援のための国際機関への拠出といった取り組みを促進する。</p>	

- ② 「WTO, EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」については、引き続き関係国自らの抱える国際農業交渉上の課題についても理解を深める取組を推進するとともに、植物新品種保護制度の整備などについて能力開発等の支援を検討する。
- ③ 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、引き続き気候変動の影響を受けやすいアフリカにおけるかんがい技術等に関する取組やアジア域内における越境性疾病の早期通報体制の整備などの国際的な問題の解決に資するよう関係国との連携強化につながる取組を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力	相手国関係者を対象にしたアンケート調査	アンケート調査の平均値	3.5 (各年度)	—	3.3 (おおむね有効)	3.4 (おおむね有効)	3.5 (各年度)	食料・農業・農村に関する国際協力は、その効果を把握するに際して、 ・発現するまでには、一定期間を要することに加え、 ・気象条件や社会制度の変革、他の援助国や開発途上国自らの取組等の種々の要因の影響も大きいこと 等の特質を踏まえる必要がある。 このため、本政策分野については、3項目の目標として設定し、各事業ごとに相手国の関係者等を対象としたアンケート調査を実施して、各事業の事業目標の達成度等について評価を行ってもらい、それを集約することにより評価する。
目標② WTO, EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力	相手国関係者を対象にしたアンケート調査	アンケート調査の平均値	3.5 (各年度)	—	3.4 (おおむね有効)	3.4 (おおむね有効)	3.5 (各年度)	
目標③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応	相手国関係者を対象にしたアンケート調査	アンケート調査の平均値	3.5 (各年度)	—	3.2 (おおむね有効)	3.2 (おおむね有効)	3.5 (各年度)	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		農林水産省協力の関係する農林水産省内検討会	平成18年12月25日
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1の(7) 国際協力の推進
	TICADIV 行動計画	平成20年5月30日	今後10年間でのアフリカ諸国におけるコメ生産量倍増を目指す。
	FAOハイレベル会合における福田首相スピーチ	平成20年6月3日	「食料価格高騰の問題の本質的な解決には、各国の資源を最大限活用して農業生産を強化することが重要。TICADIVで表明した「10年間でアフリカにおけるコメ生産を倍増する目標」に向けて、関係国、関係機関と協力して、灌漑等のインフラ整備、品種改良のための研究、栽培技術普及のための人材育成等を積極的に推進していく。」
	北海道洞爺湖サミット「世界の食料安全保障に関するG8首脳声明」	平成20年7月9日	開発途上国への農業支援、農業生産の強化、農産物輸出規制の撤廃や第2世代バイオ燃料の開発推進などの重要性について声明に盛り込まれた。

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：国際部国際政策課

施策名	農林水産物・食品の輸出の促進 (実績評価書⑰)	政策体系上の位置付け IV-⑰				
施策の概要	農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。					
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 平成20年の農林水産物・食品の輸出実績額は、サブプライムローン問題に端を発する世界的な景気の後退と円高の影響等により、前年同期比0.6%減少の4,312億円となったことから、目標の達成状況は「有効性の向上が必要である」となった。 目標の実現に向けて、輸出に取組む農林漁業者等の裾野を広げていくため、日本産の農林水産物等の品質の高さをPRしていくとともに、関係府省、地方公共団体等と連携を図りつつ、農林水産物等の輸出に取り組む意欲ある農林漁業者等に対する支援等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 農林水産物・食品の輸出は、農林漁業者の経営発展、地域の活性化や国内生産力を高めることを通じた食料安全保障の確保、さらには日本食文化の海外発信等にも寄与するため、海外での日本食・日本産品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出環境整備等を行い、輸出拡大を図る必要がある。</p> <p>(効率性) 「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」(平成20年6月20日改訂)で設定したりんごなどの重点個別品目(54)、香港などの重点国・地域(34)に沿って、施策を一層拡大し、計画的かつ効率的に推進している。</p> <p>(有効性) サブプライムローン問題に端を発する世界的な景気の後退と円高の影響等により、平成20年の総輸出額が前年同期比3.5%と減少する中、農林水産物等の輸出実績額は前年同期比0.6%の減少に留まっていることから、目標の達成状況は「有効性の向上が必要である」となった。これは、各種の輸出促進施策を活用した販路の維持等に向けた努力が行われていること等によるものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) 目標の達成状況が「有効性の向上が必要である」となったことを踏まえ、平成25年に輸出額を1兆円規模とする目標を達成するため、平成20年度一般会計補正予算(第2号)において、農林水産物等輸出緊急対策を計上し、海外において日本産農林水産物等の品質の高さに焦点を当てたPR対策等を実施する。また、今後は、①相手国・地域が求める検疫等への対応など事業者が輸出しやすい環境整備、②相手国・地域の市場動向の提供など意欲ある事業者に対するきめ細かな支援活動の重視、③輸出の実績や潜在力等を踏まえた新規海外市場・需要の開拓といった戦略的な観点から輸出促進策の見直しを行っていく。</p>					
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況) 18年度：19年度：20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	億円	-	3,739 4,337 4,312 (おおむね有効) (おおむね有効) (有効性の向上が必要)	1兆円 (平成25年)	政府としては、農林水産物・食品の輸出額を、平成16年を基準として5年間で倍増することを目指し、民と官が一体となった取組を推進してきたが、輸出額を平成25年までに1兆円規模とするの目標を新たに設定したところであり、これをもって輸出額を目標値とする。
関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)			
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。「おいしく、安全な日本産品」の輸出を2013年までに1兆円規模とすることを旨とするともに、都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組めます。第3の2の(5)のウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進			
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日				

平成20年度政策の政策手段別評価書

評価実施時期：平成21年6月

担当部局名：生産局知的財産課

評価書公表時期：平成21年7月

政策手段名	品種登録迅速化総合電子化システム		政策体系上の位置付け									
			Ⅲ－⑤－目標⑧									
<p>政策手段の概要・政策分野の目標との関連</p>	<p>1 政策手段の概要</p> <p>品種登録における審査期間の短縮を図るため、業務処理過程におけるデータ入力等の重複作業を排除し、出願から登録までの一連の業務が一括して管理できるシステムを構築する。 平成19年度予算でシステムを開発し、20年10月から本格稼働した。</p> <p>○ 品種登録迅速化総合電子化システムのサーバ借料及び損料、運用管理保守業務の予算額及び執行額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="400 819 1046 1133"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算額</td> <td>166,009</td> <td>6,573</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>119,571^{注1} (118,677)</td> <td>6,573^{注2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：平成19年度の執行額は、システム開発、サーバの借料及び損料等の合計額である。()内は開発費 注2：平成20年度の執行額は、サーバの借料及び損料等の合計額である。</p> <p>2 政策分野の目標との関連</p> <p>本政策分野の目標については、平成18年4月に策定された21世紀新農政2006の目標を目標値として設定し、平均審査期間を2.5年とした。 本システムの稼働により、下記の品種登録に関する業務の各段階におけるデータ入力等の効率化が図られ、品種登録における審査期間の短縮が可能となり、目標の達成に資するものである。</p> <p>○ 品種登録に関する業務について</p> <p>出願から登録までの業務は、おおむね以下の大きく4つの段階に分けられる。</p> <p>①第1段階：出願書や添付資料等のチェックを行う方式審査、品種名称の適切性の審査、これらの審査を終えた後の出願公表 ②第2段階：出願品種及びこれと類似した品種の比較栽培試験による品種特性の調査 ③第3段階：登録要件を全て満たしているか否かの総合審査 ④第4段階：審査結果の官報公示、出願者への通知、品種登録簿の作成等</p>				平成19年度	平成20年度	当初予算額	166,009	6,573	執行額	119,571 ^{注1} (118,677)	6,573 ^{注2}
	平成19年度	平成20年度										
当初予算額	166,009	6,573										
執行額	119,571 ^{注1} (118,677)	6,573 ^{注2}										
<p>政策手段に関する評価結果と指標</p>	<p>政策手段の実績・目標の達成状況</p>	<p>1 政策手段の実績 平成19年度にシステムの開発を行い、平成20年10月から本格稼働した。</p> <p>2 目標の達成状況 平均審査期間は、2.6年(2.589年)と目標値を達成できず、達成ランクはCとなった。</p>										

○ 目標の判定基準

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度達成状況	判定結果
目標値	3.4年	3.1年	2.5年		
実績値	2.9年	2.9年	2.6年	96.2%	C

※ 目標値 = 2.5年

○ 達成度合の計算方法

達成率(%)

$$= (\text{当該年度目標値}) / (\text{当該年度実績値}) \times 100$$

$$2.5 \div 2.6 \times 100 = 96.2\%$$

当該年度の目標値を達成した場合はA、下回った場合はCとする。

評価の結果

(必要性) ※政策手段が政策目標を達成する上で妥当か。

このシステムは、出願から登録までの一連の業務を一括して管理することにより、業務処理過程における重複作業を排除し、審査期間の短縮が図れたことから、設定した目標を達成する上で一定の妥当性があった。

(有効性) ※政策手段の実施によって期待される効果が得られたか。

データの移行及び移行後のデータの確認に予想以上に手間取り、システムの本格稼働が約半年遅れたことにより、目標を達成できなかった。

しかし、平均審査期間は、システム導入の前の平成20年1月から3月までの間は2.79年、システム導入後の平成21年1月から3月までの間は2.52年であり、期待された効果が得られた。

(注) 月ごとの登録件数については、一定ではないため、登録件数がほぼ同数であった19年度と20年度の第4四半期(1月～3月)を比較し検証した。

(効率性) ※投入された資源量に見合った効果が得られたか。

品種登録に係る平均審査期間は、本システムの導入により、平成20年度は、平成19年度に比べて約0.3年(約110日)短縮している。これは、平成20年度の登録品種数は1,192件であることから、短縮された期間はのべ130,524日となる。今後の登録ペースが同じと仮定して、システムを5年間使用したと仮定すれば、のべ約65万日の期間短縮効果が見込まれるものであり、システムの開発費が118,677千円であることから、これは、1日の短縮に1,800円を投入した計算となり、投入された予算に見合った効果が得られた。

(反映の方向性)

平成21年度は、平均審査期間2.5年以下となるよう品種登録システムを安定的、効率的に運用し、審査期間の短縮に努めていく予定である。

<p>政策評価総括 組織（情報評 価課長）の所 見</p>	<p>20 年度の植物新品種の登録に係る平均審査期間は、2.6 年となり、目標である 2.5 年を達成できなかった。その主な要因は、品種登録迅速化総合電子化システムの本格稼働が約半年間遅れたことによるものであった。</p> <p>しかし、品種登録迅速化総合電子化システムの本格稼働後は、平均審査期間が 2.52 年と目標値をほぼ達成することができた。</p> <p>このため、引き続き、本システムを適切に運用していくとともに、新品種の登録審査期間の短縮に資する他の手段とも一体的に推進し、今後もできる限り審査期間の短縮に努められたい。</p>
<p>評価会委員の 意見</p>	

平成20年度政策の政策手段別評価書

評価実施時期：平成21年6月

担当部局名：生産局知的財産課

評価書公表時期：平成21年7月

政策手段名	審査制度国際化促進情報整備協力事業		政策体系上の位置付け												
			Ⅲ－⑤－目標⑧												
政策手段の概要・政策分野の目標との関連	<p>1 政策手段の概要</p> <p>国際的な審査基準との調和、審査官の技術交流の実施、海外で登録された品種の登録審査データの購入等により審査の効率化を図るため、平成18年度から、日米欧の審査当局間における、栽培試験等審査データの相互受入制度を確立することを目的に必要な各国の制度等の情報収集及び分析を行った。</p> <p>○ 審査制度国際化促進情報整備協力事業の予算額及び執行額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算額</td> <td>6,772</td> <td>7,415</td> <td>7,415</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>5,145</td> <td>7,140</td> <td>2,982</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 政策分野の目標との関連</p> <p>本政策分野の目標については、平成18年4月に策定された21世紀新農政2006の目標を目標値として設定し、平均審査期間を2.5年とした。</p> <p>本事業において収集した情報を分析し、81植物の審査基準の国際調和を図ったところであり、これにより、下記の品種登録に関する業務のうちの栽培試験の重複が回避され、審査期間の短縮が図られることから、目標の達成に資するものである。</p> <p>○ 品種登録に関する業務について</p> <p>出願から登録までの業務は、おおむね以下の4つの段階に分けられる。</p> <p>①第1段階：出願書や添付資料等のチェックを行う方式審査、品種名称の適切性の審査、これらの審査を終えた後の出願公表</p> <p>②第2段階：出願品種及びこれと類似した品種の比較栽培試験による品種特性の調査</p> <p>③第3段階：登録要件を全て満たしているか否かの総合審査</p> <p>④第4段階：審査結果の官報公示、出願者への通知、品種登録簿の作成等</p>				平成18年度	平成19年度	平成20年度	当初予算額	6,772	7,415	7,415	執行額	5,145	7,140	2,982
	平成18年度	平成19年度	平成20年度												
当初予算額	6,772	7,415	7,415												
執行額	5,145	7,140	2,982												
政策手段に関する評価結果と指標	政策手段の実績・目標の達成状況	<p>1 政策手段の実績</p> <p>収集した情報を分析し、19年度において61植物、20年度において20植物の審査基準を国際基準に調和するべく改訂した。</p> <p>2 目標の達成状況</p> <p>平均審査期間は、2.6年と目標値を達成できず、達成ランクはCとなった。</p>													

○ 目標の判定基準

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度達成状況	判定結果
目標値	3.4年	3.1年	2.5年		
実績値	2.9年	2.9年	2.6年	96.2%	C

※ 目標値 = 2.5年

○ 達成度合の計算方法

達成率(%)

$$= (\text{当該年度目標値}) / (\text{当該年度実績値}) \times 100$$

$$2.5 \div 2.6 \times 100 = 96.2\%$$

当該年度の目標を達成した場合はA、下回った場合はCとする。

評価の結果

(必要性) ※政策手段が政策目標を達成する上で妥当か。

海外における品種登録制度に関する情報を収集・分析することにより、国際的審査制度の調和が図られ、効率的な審査を行い、審査期間が短縮できることから目標を達成する上で一定の妥当性があった。

(有効性) ※政策手段の実施によって期待される効果が得られたか。

収集した情報を分析し、国際調和を行った 81 植物の審査基準を活用することで、海外で登録されている品種が日本で出願された際に、当該国の登録審査結果を購入することで、栽培試験等を省略できるなど、期待された効果が得られた。

(効率性) ※投入された資源量に見合った効果が得られたか。

海外の登録品種の審査データを活用することで、海外からの導入品種について栽培試験を省略できることから、審査期間を大幅に短縮することが可能となり、効率性はある。

また、一般競争入札を継続したことにより、事業量を減少させることなく執行額を削減することができた。

(反映の方向性)

本事業は平成 20 年度で終了したが、これまでに収集・分析した情報をもとに平均審査期間 2.5 年以下となるよう審査基準の調和を推進し、海外での審査データを利用する等審査の効率化を進めていく予定である。

政策評価総括組織（情報評価課長）の所見

本事業は、国際的な審査基準との調和等を通じて審査期間の短縮を図るため、各国の審査制度等の情報収集・分析を行うものであり、3年間の事業実施により一定の成果が得られたとし、事業を終了したことは適切である。

本事業により収集・分析を行った各国の審査制度等の情報を活用し、国内審査基準の国際調和が 81 植物について進められた。このことにより、海外で登録されている品種が日本で出願された際に、品種登録に関する業務のうち栽培試験が省略可能となることから、本事業は平均審査期間の短縮に寄与するものとする。

今後は、本事業により収集・分析を行った各国の審査制度等の情報を活用し、審査基準の国際調和をさらに進めていくことが重要である。

評価会委員の 意見	
--------------	--

平成20年度政策の政策手段別評価書

評価実施時期：平成21年 6月

担当部局名：生産局農業環境対策課

評価書公表時期：平成21年 7月

政策手段名	有機農業総合支援対策		政策体系上の位置付け									
			Ⅲ－⑥－目標①									
政策手段の概要・政策分野の目標との関連	<p>1 政策手段の概要 有機農業を総合的に推進するため、以下の取組に対して支援を行う。</p> <p>(1) 全国段階では、有機農業への参入が図られるようインターネットを活用した研修先の紹介などを実施するとともに、地域段階では全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成、土づくり研修会の開催等を通じた指導体制の強化を支援。</p> <p>(2) 有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点を整備するとともに、省力・低コストで高品質なたい肥生産を可能とする装置等の整備により土づくりを推進。</p> <p>○ 有機農業総合支援対策の予算額及び執行額（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>457,193</td> <td>452,368</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>404,481</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事業実施期間：平成20年度～24年度</p> <p>2 政策分野の目標との関連 本政策分野の目標については、「水稻の10a当たりのたい肥施用量」を平成24年度までに168kg/10aとするとともに、「エコファーマーの認定件数」を平成21年度までに200,000件に増加させることとした。</p> <p>たい肥の施用等による土づくりを推進し、持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加を図る上で、「土づくりを基本として化学肥料・農薬を使用しない農業である有機農業の参入促進・普及啓発、有機農業振興の核となるモデルタウンの育成、有機農業に必要な栽培技術習得等のための拠点の整備」等を内容とする本事業の実施は、目標の達成に資するものである。</p>				平成20年度	平成21年度	予算額	457,193	452,368	執行額	404,481	—
	平成20年度	平成21年度										
予算額	457,193	452,368										
執行額	404,481	—										
政策手段に関する評価結果と指標	政策手段の実績・目標の達成状況	<p>1 政策手段の実績 本事業は、事業初年度に当たる平成20年度においては、有機農業への参入希望者に対する技術指導、販路開拓のマーケティング活動など有機農業振興の核となるモデルタウン育成のための取組を全国45地区で実施するとともに、有機農業に必要な栽培技術習得等のための技術支援施設を2箇所整備した。また、土づくり研修についても2地区で実施した。</p> <p>2 目標の達成状況 「エコファーマーの認定件数」については、178,622件と、20年9月末現在で目標を上回る結果となった。また、「水稻の10a当たりのたい肥施用量」については、20年度のデータが把握できないことから、19年度のデータを用いているが、これについては72kg/10aと、目標値を下回る結果となり、達成ランクは総合でCとなった。</p>										

○ 目標の判定基準

(ア) 水稻の 10a 当たりのたい肥施用量

	18 年産	19 年産	達成状況	判定結果
実績値	84kg/10a	72kg/10a	- 180 %	C

※ 19 年産目標値 = 86kg/10a

※ 統計調査「米及び麦類の生産費」により把握する。なお、当該統計調査の公表は 8 月であり、評価実施時期までに当該年度の実績値を把握できないことから、前年度の実績値により評価を行う。

(イ) エコファーマーの認定件数

	19 年度	20 年度	達成状況	判定結果
実績値	167,995 件	178,622 件	103 %	A

※ 20 年度目標値 = 174,719 件

※ 20 年度実績値については、20 年 9 月末現在の値

○ 達成度合いの計算方法

$$\text{達成度合 (\%)} = ((\text{ア}) \text{の達成度合} + (\text{イ}) \text{の達成度合}) \div 2$$

$$(- 180\% + 103\%) \div 2 = - 38.5\%$$

(ア) 水稻の 10a 当たりのたい肥施用量

達成度合 (%)

$$= (\text{当該年度実績値} - \text{当該年度すう勢値})$$

$$\div (\text{当該年度目標値} - \text{当該年度すう勢値}) \times 100 (\%)$$

$$(72 - 81) \div (86 - 81) \times 100 = - 180\%$$

(イ) エコファーマーの認定件数

達成度合 (%)

$$= (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値})$$

$$\times 100 (\%)$$

$$(178,622 - 47,766) \div (174,719 - 47,766) = 103\%$$

評価の結果

(必要性) ※政策手段が政策目標を達成する上で妥当か。

本事業で実施した全国段階での有機農業に関する普及啓発活動や有機農業振興の核となるモデルタウン育成のための取組等は、土づくりを基本とした有機農業の拡大、持続的な農業生産の意義等に関する普及啓発等に繋がるものであることから、設定した目標を達成する上で一定の妥当性があった。

(有効性) ※政策手段の実施によって期待される効果が得られたか。

おおむね概算要求時の計画どおりの地区数のモデルタウンが設置されるなど、有機農業の推進の核となる拠点が全国に設置されたことから、一定の効果が期待される。

	<p>(効率性) ※投入された資源量に見合った効果が得られたか。</p> <p>モデルタウンは複数年の計画に基づき活動を行っていることから、取組初年度における波及効果について定量的に示すことは困難であるが、予算規模を大幅に超える約 80 地区から事業申請がなされる中、ポイント制により、特に事業効果が高いと見込まれる 45 地区がモデルタウンとして選定されたことから、一定の波及効果が期待される。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>近年のたい肥の施用量の減少は、農業者の高齢化等によるたい肥の生産・散布に係る労力不足、米価の低迷等による農家経営の悪化、たい肥の確保の難しさ等に起因している。</p> <p>これに対し、本事業では、たい肥生産に係る労力、コストの低減やたい肥の生産確保に資するたい肥生産施設の整備等のメニューを盛り込んでおり、引き続きこうした支援を通じてたい肥の施用を拡大を図っていく必要がある。</p> <p>今後は、事業の効率性をより高めるため、地方農政局・県等を通じて、事業の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、事業で得られた成果について幅広い情報発信に努めるものとする。</p>
<p>政策評価総括組織（情報評価課長）の所見</p>	<p>本事業では、省力・低コストで高品質なたい肥生産を可能とする装置の整備等を実施する事業内容が含まれており、たい肥生産に係る労力不足の解消や生産コストの低減によるたい肥価格の低下が期待でき、たい肥の施用に係る課題への対応という点では、本事業の必要性は認められる。</p> <p>このため、事業を継続していくことはやむを得ないが、事業の有効性については検証されていないことから、できる限り早く事業の有効性を把握し、国民に分かりやすく説明していくようにされたい。</p> <p>目標「水稻 10a 当たりのたい肥施用量」は、評価実施時期に事業実施年度の統計値が公表されていないため、前年度の統計値により達成状況を判定し、事業実施年度を含む直近のたい肥の施用情勢の分析等により課題を明示して評価を行うこととしている。</p> <p>今回、19 年度（前年度）の統計値により達成状況はCランクとなったため、たい肥の施用量が減少している要因等たい肥の施用情勢について、農協等に対しアンケート調査を行ったところ、たい肥施用についての課題は、①高齢化等によるたい肥の生産・散布に係る労力不足、②米価の低迷等による農家経営の悪化、③たい肥の確保の難しさ等があげられた。</p> <p>20 年度（事業実施年度）から開始した本事業は、19 年度（前年度）の統計値を用いた達成状況の判定と直接関与していないため、アンケート調査により判明した課題について、本事業において適切に対応することができているか（事業の必要性）を検証した。</p>
<p>評価会委員の意見</p>	

平成20年度政策の政策手段別評価書

評価実施時期：平成21年6月

担当部局名：生産局農業環境対策課

評価書公表時期：平成21年7月

政策手段名	土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業		政策体系上の位置付け									
			Ⅲ－⑥－目標①									
<p>政策手段の概要・政策分野の目標との関連</p>	<p>1 政策手段の概要</p> <p>農業生産に由来する温室効果ガスの排出量削減対策を推進するため、水田由来のメタンの削減に効果が高いとされている、水田にすきこまれている稲わらのたい肥への転換を推進することとし、稲わらの収集・調整に必要な経費やたい肥の収集・運搬・散布機械等の整備に対する助成を行うとともに、水管理の方法の改善によるメタン排出抑制技術の実証等を実施する。</p> <p>○ 土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業の予算額及び執行額</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="400 857 908 1090"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>520,595</td> <td>337,773</td> </tr> <tr> <td>執行額※</td> <td>272,243</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 執行額として交付決定額（一部割当額）を記載</p> <p>○ 事業実施期間：平成20年度～22年度</p> <p>2 政策分野の目標との関連</p> <p>本政策分野の目標については、「水稻の10a当たりのたい肥施用量」を平成24年度までに168kg/10aとするとともに、「エコファーマーの認定件数」を平成21年度までに200,000件に増加させることとした。</p> <p>たい肥の施用等による土づくりを推進し、持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加を図る上で、「水田における稲わらすき込みからたい肥施用への転換促進、水田からのメタンガスの抑制に資する技術実証、稲わらを原料としたたい肥づくりとたい肥散布の省力化のための機械・施設整備」等を内容とする本事業の実施は、目標の達成に資するものである。</p>				平成20年度	平成21年度	予算額	520,595	337,773	執行額※	272,243	—
	平成20年度	平成21年度										
予算額	520,595	337,773										
執行額※	272,243	—										
<p>政策手段に関する評価結果と指標</p>	<p>政策手段の実績・目標の達成状況</p>	<p>1 政策手段の実績</p> <p>事業初年度に当たる平成20年度においては、水田における稲わらすき込みからたい肥施用への転換を全国13地区、約1,400haで進めるとともに、これに必要な機械・設備の導入を実施した。さらに、全国8地区で水田から発生するメタンガスの排出抑制技術に係る実証を実施した。</p> <p>2 目標の達成状況</p> <p>「エコファーマーの認定件数」については、178,622件と、20年9月末現在で目標を上回る結果となった。また、「水稻の10a当たりのたい肥施用量」については、20年度のデータが把握できないことから、19年度のデータを用いているが、これについては72kg/10aと、目標値を下回る結果となり、達成ランクは総合でCとなった。</p>										

○ 目標の判定基準

(ア) 水稻の 10a 当たりのたい肥施用量

	18 年産	19 年産	達成状況	判定結果
実績値	84kg/10a	72kg/10a	- 180 %	C

※ 19 年産目標値 = 86kg/10a

※ 統計調査「米及び麦類の生産費」により把握する。なお、当該統計調査の公表は 8 月であり、評価実施時期までに当該年度の実績値を把握できないことから、前年度の実績値により評価を行う。

(イ) エコファーマーの認定件数

	19 年度	20 年度	達成状況	判定結果
実績値	167,995 件	178,622 件	103 %	A

※ 20 年度目標値 = 174,719 件

※ 20 年度実績値については、20 年 9 月末現在の値

○ 達成度合いの計算方法

$$\text{達成度合 (\%)} = ((\text{ア}) \text{の達成度合} + (\text{イ}) \text{の達成度合}) \div 2$$

$$(- 180\% + 103\%) \div 2 = - 38.5\%$$

(ア) 水稻の 10a 当たりのたい肥施用量

達成度合 (%)

$$= (\text{当該年度実績値} - \text{当該年度すう勢値})$$

$$\div (\text{当該年度目標値} - \text{当該年度すう勢値}) \times 100 (\%)$$

$$(72 - 81) \div (86 - 81) \times 100 = - 180\%$$

(イ) エコファーマーの認定件数

達成度合 (%)

$$= (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値})$$

$$\times 100 (\%)$$

$$(178,622 - 47,766) \div (174,719 - 47,766) = 103\%$$

評価の結果

(必要性) ※政策手段が政策目標を達成する上で妥当か。

本事業で実施した稲わらすき込みからたい肥施用への転換のための取組は、たい肥の施用の拡大のみならず、農業生産活動に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減に繋がるものであることから、設定した目標を達成する上で一定の妥当性があった。

(有効性) ※政策手段の実施によって期待される効果が得られたか。

本事業を活用し、全国 9 地区で稲わらすき込みからたい肥施用への転換へ取り組むとともに、併せて 4 地区でたい肥の生産・流通の効率化に資する機械・施設の導入が図られた。

また、全国 8 地区でメタンガスの排出抑制技術の実証を行うことにより、農業生産活動に伴う環境への負荷低減技術に関するデータの集積が図られたことから、目標達成に一定の効果が期待される。

	<p>(効率性) ※投入された資源量に見合った効果が得られたか。</p> <p>本事業は平成 20 年度から始まった事業であり、現時点で本事業の実施による効果を示すことは難しいが、稲わらすき込みからたい肥施用への転換を図る先進的な地区の育成を図ることにより、こうした取組を周辺地域に広く普及していくことを目的としたモデル的な事業であり、20 年度に 9 地区の先進的な地区の育成が図られたことから今後一定の波及効果が期待される。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>近年のたい肥施用量の減少は、農業者の高齢化等によるたい肥の生産・散布に係る労力不足、米価の低迷等による経営状況の悪化、たい肥の確保の難しさ等に起因している。</p> <p>これに対し、本事業では、たい肥生産に係る労力やコストの低減やたい肥の生産確保に資するたい肥の収集・運搬・散布機械等の整備の支援メニューを盛り込んでいるところであり、引き続きこうした支援を通じてたい肥の施用の拡大を図っていく必要がある。</p> <p>今後は、事業の効率性をより高めるため、地方農政局・県等を通じて、事業の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、事業の成果等について幅広い情報発信に努める。</p>
<p>政策評価総括組織（情報評価課長）の所見</p>	<p>本事業では、耕畜連携によるたい肥等の収集・運搬・散布体制の整備やたい肥散布実証試験等を実施する事業内容が含まれており、たい肥散布に係る労力不足の解消や稲わらの収集によるたい肥の確保が期待でき、たい肥の施用に係る課題への対応という点では、本事業の必要性は認められる。</p> <p>このため、事業を継続していくことはやむを得ないが、事業の有効性については検証されていないことから、できる限り早く事業の有効性を把握し、国民に分かりやすく説明していくようにされたい。</p> <p>〔 目標「水稻 10a 当たりのたい肥施用量」は、評価実施時期に事業実施年度の統計値が公表されていないため、前年度の統計値により達成状況を判定し、事業実施年度を含む直近のたい肥の施用情勢の分析等により課題を明示して評価を行うこととしている。〕</p> <p>今回、19 年度（前年度）の統計値により達成状況はCランクとなったため、たい肥の施用量が減少している要因等たい肥の施用情勢について、農協等に対しアンケート調査を行ったところ、たい肥施用についての課題は、①高齢化等によるたい肥の生産・散布に係る労力不足、②米価の低迷等による農家経営の悪化、③たい肥の確保の難しさ等があげられた。</p> <p>20 年度（事業実施年度）から開始した本事業は、19 年度（前年度）の統計値を用いた達成状況の判定と直接関与していないため、アンケート調査により判明した課題について、本事業において適切に対応することができているか（事業の必要性）を検証した。</p>
<p>評価会委員の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲わらをたい肥化することは、かなりの労力がかかり、技術的に可能だからといって農家に強いるのは、現場の状況にあっているのか疑問。もう少し現状を分析する必要がある。（澤登委員（第3回））

平成20年度政策の政策手段別評価書

評価実施時期：平成21年6月

担当部局名：農村振興局農村計画課

評価書公表時期：平成21年7月

<p>政策手段名</p>	<p>景観・自然環境保全形成支援事業のうち 田園景観土地利用推進事業（※平成20年度において廃止）</p>		<p>政策体系上の位置付け</p> <p>V-⑩-目標③</p>												
<p>政策手段の概要・政策分野の目標との関連</p>	<p>1 政策手段の概要 地域資源を活かして魅力ある田園空間を創出するため、以下の取組を行う。 （1）計画的な土地利用計画を通じた魅力ある田園空間づくりの手法の検討 景観法等による新たな土地利用計画がもたらす景観保全の効果を明確にするため、学識経験者等から構成される「田園景観土地利用推進委員会」を設置し、先進事例地区の景観構成要素、景観条例等の現地調査を行い、魅力ある田園空間づくりを推進する手法である景観農業振興地域整備計画策定プロセスのポイント等を解説した指針（以下「計画策定指針」という。）を作成する。 （2）魅力ある田園空間づくりの普及・啓発 魅力ある田園空間づくりを促進するため、景観法や景観形成の取組等の普及・啓発のための技術的研修の実施、パンフレットの作成・配布等を行う。</p> <p>○ 田園景観土地利用推進事業予算額等</p> <table border="1" data-bbox="395 969 1434 1086"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度（注）</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>18,822千円</td> <td>17,850千円</td> <td>10,800千円</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>18,822千円</td> <td>17,850千円</td> <td>10,800千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：平成18年度は、魅力ある田園空間支援事業のうち田園景観土地利用推進事業の予算額等である。</p> <p>2 政策分野の目標との関連 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」（目標③）は、豊かな自然環境、棚田を含む美しい農村景観、生物多様性等の地域資源について、将来にわたり良好な状態で保全管理が確保される取組を推進すること等の施策を講じることにより達成される。 このような施策のうち、棚田を含む美しい農村景観を将来にわたり良好な状態で保全管理するためには、食料・農業・農村基本計画に記載されたとおり、景観法に基づく「景観農業振興地域整備計画」（以下「景観農振計画」という。）を策定し、それに従い、景観に配慮した施設の整備や、景観と調和した農業的土地利用を誘導するなど計画的な土地利用を推進し、農地の適切な保全を図ることなどが必要である。 本事業は、計画策定指針の作成により景観農振計画の策定を支援するとともに、魅力ある田園空間づくりの普及・啓発を行うことから、目標の達成に資するものである。</p>				18年度（注）	19年度	20年度	予算額	18,822千円	17,850千円	10,800千円	執行額	18,822千円	17,850千円	10,800千円
	18年度（注）	19年度	20年度												
予算額	18,822千円	17,850千円	10,800千円												
執行額	18,822千円	17,850千円	10,800千円												
<p>政策手段に関する評価結果と指標</p>	<p>政策手段の実績・目標の達成状況</p>	<p>1 政策手段の実績 （1）計画策定指針の作成 計画策定指針の作成のため、18年度は神奈川県真鶴町、滋賀県近江八幡市等の10市町村を、19年度は北海道東川町、富山県南砺市等の9市町村を、20年度は愛媛県内子町、三重県熊野市、松阪市及び長野県高山村の4市町村を現地調査し、計画策定指針の作成基礎となる情報収集を行った。21年3月に計画策定指針を作成した。 また、現地調査等に併せて、市町村担当者等の景観計画や景観農振計画※の策定作業を支援した。 ※ 景観計画と景観農振計画との関係 景観農振計画を策定するためには、景観計画の中に景観農振計画の策定に関する基本的事項（以下、「基本的事項」という。）を定める必要がある。</p>													

(2) 魅力ある田園空間づくりに関する普及・啓発

18年度から継続して、都道府県、市町村担当者及び地域住民等を対象に、地域の景観づくり・景観農振計画策定づくりのプロセスを重点内容とした技術的研修を開催した。

20年度の開催に当たっては、19年度に実施した研修参加者のアンケート調査において得られた、

- ・住民の合意形成が重要で研修が役立った。
- ・具体的な事例発表が良い。

等の意見を踏まえて実施した。

その結果、

- ・住民、農家が主体となっていく景観づくり、保全等の難しさが伝わった。この事例を活かし、景観に対する取組を実施したい。
- ・景観形成に実際取り組んでいる行政の講義内容は良い刺激になった。また、同じ行政でも景観づくりのプロセスには色々なタイプがあり、その違いが興味深かった。
- ・今回の講演を事例としてまとめ、今後を活かしたい。

など、景観づくりに対する一定の効果を上げたと評価を得た。

また、景観法、景観条例に基づく土地利用の取組及び活用手法等を示したパンフレットを作成し、都道府県、市町村担当者等に配布した。

	18年度 (注)	19年度	20年度
技術的研修参加者数	449人	136人	80人
パンフレット配布部数	10,000部	10,000部	10,000部

注：平成18年度は、魅力ある田園空間支援事業のうち田園景観土地利用推進事業

2 目標の達成状況

計画策定指針の作成過程において、18年度に現地調査等を4回行った近江八幡市、一関市の2市については、景観農振計画の策定に結びついた。

しかし、20年度に現地調査等を行った市町村においては、景観農振計画の策定には結びつかず、20年度の景観農振計画の策定数は0市町村であり、目標の6計画に対して2計画と目標値を下回る結果となり、達成ランクはCとなった。

目 標	実 績	達成状況
6 計画	2 計画	33%

20年度における景観農振整備計画の策定数

(参考) 景観計画の中に景観農振整備計画の策定に関する基本的事項を定めている市町村

都道府県	市町村	景観計画 策定年月日	景観農振整 備計画策定 年月日	現地調査等 の有無
滋賀県	近江八幡市	H17. 7. 29	H18. 12. 28	4回 (H18)
岩手県	一関市	H18. 3. 24	H19. 6. 8	4回 (H18)
神奈川県	真鶴町	H18. 5. 1		1回 (H18)
青森県	青森市	H18. 9. 1		—
北海道	東川町	H18. 11. 17		1回 (H19)
岐阜県	高山市	H18. 12. 22		—
岩手県	遠野市	H19. 3. 11		—
北海道	平取町	H19. 3. 23		—

愛媛県	宇和島市	H19. 4. 2		1回 (H19)
滋賀県	高島市	H19. 10. 1		2回 (H19)
宮崎県	宮崎市	H19. 10. 1		—
山口県	萩市	H19. 10. 26		—
鹿児島県	鹿児島市	H19. 12. 25		—
岡山県	岡山市	H19. 12. 28		—
長野県	飯田市	H19. 9. 13		—
佐賀県	唐津市	H20. 1. 31		—
山形県	酒田市	H20. 2. 28		—
岐阜県	白川村	H20. 3. 13		1回 (H19)
北海道	清里町	H20. 3. 28		—
岐阜県	下呂市	H20. 3. 31		—
熊本県	山都町	H20. 4. 1		—
北海道	長沼町	H20. 4. 1		—
福井県	永平寺町	H20. 5. 26		—
神奈川県	茅ヶ崎市	H20. 7. 1		—
高知県	中土佐町	H20. 7. 1		—
高知県	津野町	H20. 7. 17		—
高知県	四万十町	H20. 8. 28		—
長野県	高山村	H20. 9. 1		1回(H20)
愛媛県	内子町	H20. 9. 16		2回(H20)
鹿児島県	薩摩川内市	H20. 10. 30		—
熊本県	山鹿市	H20. 12. 16		—
長崎県	平戸市	H21. 2. 27		—
岩手県	一関市	H21. 3. 23		市町村重複
富山県	高岡市	H21. 3. 24		—
秋田県	秋田市	H21. 3. 31		—

注1：35市町村以外に北海道、山形県、埼玉県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、福岡県の1道2府9県において景観計画に基本的事項を定めている。

注2：現地調査等の内容は次のとおり。

近江八幡市 ワークショップ(4回)

一関市 ワークショップ(2回)、計画策定に関する手続きなどの打合せ(2回)

真鶴町 景観保全の構成要素等の現地調査

東川町 景観保全の構成要素等の現地調査

白川村 景観保全の構成要素等の現地調査

高島市 計画策定内容に関する打合せ(2回)

内子町 景観保全の構成要素等の現地調査、計画策定に向けた打合せ(2回)

高山村 景観保全の構成要素等の現地調査

注3：一関市は、2つの景観計画を策定している。

評価の結果

(必要性) ※政策手段が政策目標を達成する上で妥当か。

本事業は、景観づくりの意義や地域住民が主体となった景観づくりの重要性など、農村景観に対する理解を高めるとともに、景観保全に係る取組を推進する景観農振計画策定づくりのプロセス等を解説した計画策定指針を作成することから、設定した目標を達成する上で妥当であった。

(有効性) ※政策手段の実施によって期待される効果が得られたか。

本事業を実施したものの、20年度に景観農振計画の策定に至った市町村はなく、3年間事業を実施した結果、景観農振計画の策定まで至ったのはわずか2市のみであることから、期待された効果は得られなかった。

	<p>(効率性) ※投入された資源量に見合った効果が得られたか。</p> <p>本事業は、20年度で1,000万円以上の予算措置を講じたにも関わらず、景観農振計画の策定数は0市町村であり、3年間で4,700万円以上の予算措置を講じた結果、景観農振計画の策定に至ったのは、わずか2市のみであることから、投入された予算に見合った効果は得られなかった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>景観農振計画の策定意向を有する市町村を中心に、本事業を実施した結果、景観農振計画策定まで至った市町村はわずかであり、有効性、効率性に問題があることから、当初、21年度まで予定していた本事業は20年度で廃止した。</p> <p>なお、19年度政策の政策手段別評価結果（後述の「参考」）に基づき21年度に新たに創設したアドバイザー派遣による直接の指導・助言等に取り組むこととした。</p>
政策評価総括組織（情報評価課長）の所見	<p>評価の結果にあるとおり、事業を廃止することは適切な判断であると考えます。</p> <p>また、19年度及び20年度の政策手段別評価結果によると、本事業は景観農振計画策定に必要な基本的事項を定めた景観計画の策定数が少ないにも関わらず、景観農振計画の策定を支援するなど、現場の実態と大きく乖離したものであると考えられる。</p> <p>21年度から新たにアドバイザー派遣による直接の指導・助言等を行うこととしているが、本事業の実施に当たっては、現場の実態に応じて対応する等により、基本的事項を定めた景観計画や景観農振計画の策定に結びつける必要がある。</p>
評価会委員の意見	

参考（19年度政策の政策手段別評価結果に対する対応）

評価結果	<p>(反映の方向性)</p> <p>景観農振整備計画の策定を推進するためには、景観法や景観農振整備計画について幅広く普及・啓発することに加えて、</p> <p>① 重点地域を定めた上で、この地域の市町村、地域住民等へ支援する</p> <p>② 国土交通省と連携して普及・啓発に取り組み、景観農振整備計画を策定するために必要な基本的事項を定めた景観計画の策定を推進する</p> <p>③ 本事業の効率性を上げるため、アンケート調査での研修参加者の意見を踏まえ、メリット措置の導入を検討することが必要がある。</p> <p>(政策評価総括組織の所見)</p> <p>食料・農業・農村基本計画においては、景観農業振興地域整備計画の策定を通じて、良好な農村景観の形成を促進することとしている。</p> <p>しかし、平成18年度以降、2年間本事業を実施した結果、景観計画を策定した90市町村のうち景観農振整備計画に関する基本的事項を定めた市町村はわずか11に留まっており、このような結果となった原因を早急に分析する必要がある。</p> <p>また、景観農振整備計画の策定に繋がるメリット措置を導入するなど、本事業の効率性を上げる仕組みを早急に検討するべきである。</p> <p>なお、計画策定指針は、景観農振整備計画の策定の推進に当たり、有用な普及・啓発のための資料になり得ると思われるが、作成まで3年を費やすことは問題であり、かつ、景観農振整備計画の策定が遅れている要因となっていると考えられるので、平成20年度の早い時期に策定・公表すべきである。</p>
-------------	--

	<p>(評価会委員の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観農業振興地域整備計画の策定を推進するためには、地域の如何なる主体に助成するのが最も有効か検討する必要がある。(立花委員 (第3回)) ・ 景観農業振興地域整備計画を策定することによる地域住民のメリットがないのではないか。(長谷川委員 (第3回)) ・ 地域に軸足がない民間団体に補助しても、作られた計画の有効性は低いのではないか。(長谷川委員 (第3回)) ・ 景観農業振興地域整備計画の策定など地域が主体となって活性化に取り組むには、プロジェクトリーダーやコーディネーターのような人材の育成が重要ではないか。(長谷川委員 (第3回))
<p>評価結果の反映状況</p>	<p>景観農振計画の策定が進まない主な要因は、計画策定にあたって「農地の効率的利用と景観保全のための土地利用」に対する考え方の違いからくる地域住民の合意形成に時間を要していること、基本的事項を定めた景観計画が景観計画全体に占める割合は約2割程度に留まっていること等によるものである。</p> <p>このような中、18年度に現地調査等を4回行った滋賀県近江八幡市、岩手県一関市は景観農振計画の策定に結びつき、また、20年度に現地調査等を行った愛媛県内子町や長野県高山村は景観計画に景観農振計画に関する基本的事項を定めたことから、この要因を解消するためには、基本的事項を定めた景観計画や景観農振計画の策定意向を有する市町村を重点地域と定めて直接指導・助言を行うことが有効であると考えられる。</p> <p>したがって、21年度において、景観保全に取り組む意義、景観を活かした地域活動の啓発、地域住民に対する体制整備など計画策定にあたってノウハウを有している民間団体を活用し、重点地域にアドバイザーを派遣し直接指導・助言することによって地域住民の合意形成を図るとともに、地域住民が主体となって景観農振計画をまとめる人材を育成することとした。</p> <p>また、モデル的に景観農振計画区域等の良好な環境・景観を保全すべき重要な地域を対象に、環境・景観の保全に対応した基盤整備等の整備計画策定のための調査等に対する支援及びこの基盤整備等の実施に対する支援を行うこととした。</p>

農林水産省政策評価会委員による意見の概要と対応状況（平成20年度に実施した政策の評価結果）

政策分野 (担当部局)	政策評価会委員の意見	対応状況
<p>評価全般に関する意見 (情報評価課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個々の「達成目標」の評価結果が良くても、政策分野の目指す姿が実現されているかを確認し、もし実現されていないのであれば、個々の達成目標の妥当性を再度検証する必要がある。(野中委員、棕田委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 評価の実施に当たり、達成状況の結果に対する要因分析を深めるとともに、政策分野の目指すべき姿が実現されているかを検証するよう、「施策に関する評価結果」欄の記述を充実させた。
	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標ばかり評価・分析しているが、政策分野や目標レベルでもロジカルに評価して欲しい。(長谷川委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度政策の評価に当たっては評価書の様式を見直し、政策分野に対して総合的な評価を行うこととする。 また、政策分野や施策の目指すべき姿に照らして政策手段が十分であるかも各局庁においてよく検討することとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ関全体の傾向のようだが、達成状況だけにこだわるようになってきている。 今のままで良いのか、「達成状況が良かった」だけで終わらず、達成状況の結果について、もっと要因分析を深め、政策に反映していくようにすべき。(田中委員、合瀬委員(第1回)) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、政策分野「食品産業の競争力の強化」の目指すべき姿と、その上位にある中目標、または下位にある施策の関係が分かり難い。(長谷川委員(第2回)) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 政策の下に具体的な達成目標、手段があって、それぞれの確に繋がっていることが重要。(田中委員(第3回)) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 目標を常に意識して、政策手段が妥当かをよく検討することが必要。(野中委員(第3回)) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価の結果が、PDCAサイクルのA(改善)に向けられているのか、政策過程のスパイラルに展開しているのか疑問。 一つ一つの事項をみるとA評価となっているが、農政全体をみるとそのような方向に向かっていない。政策評価会委員へのお願いであるが、どこを見落としたから現在のような問題になっているのかという視点でも評価しないといけないと思う。政策評価を担当している以上、我々にも責任があるのではないかと感じている。(田中委員(第3回)) 	
<ul style="list-style-type: none"> 消費者の立場からどういう施策を展開しているのか。(八木座長(第2回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回評価会において、農林水産省改革の中で検討されている「政策決定プロセスの改善策(素案)」について説明した。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価会と審議会が連携をとって、どのように政策を推進していくのが大事。(八木座長(第2回)) 政策評価会と審議会の座長同士で、懸案事項を出し合っていくことも一案。(野中委員(第2回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村政策審議会企画部会において、20年度政策の評価結果を情報評価課から報告することを検討する。(昨年までは、資料配付のみ。)
	<ul style="list-style-type: none"> 施策自体の中身がわかるフェイスシートのようなものがあるといいのではないか。(長谷川委員(第2回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度政策の評価に向けて、検討を進める。
	<ul style="list-style-type: none"> 新人研修において、政策評価を研修科目にしているのか。(田中委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度の新人研修から実施した。また、4月には各局庁の政策評価担当として異動してきた者を対象に、研修会を開催した。
政策分野共通事項 (情報評価課)	<ul style="list-style-type: none"> 農村景観や水産・森林の多面的機能などの公的な機能について重要性が言われるが、農業等が生業としてそれら地域で成り立つ必要があり、この点について、支援策なり目標設定がなされているのか、教えて欲しい。(澤登委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 農山漁村の活性化に係る関連施策(目標、支援事業等)について、資料により個別に説明した。
	<ul style="list-style-type: none"> 施策のヨコの連携はどうなっているのか、テーマを絞って説明して欲しい。(八木座長(第2回)) 生産調整の実行性を確保するためには、政策手段として他の補助事業も関係していることから、それら政策手段を横断的に検証しつつ、米の需給の安定の確保という広い視点で評価する必要があるのではないのか。(棕田委員(第1回)) 各局庁の施策を結びつけていくことが重要。例えば、生産調整等一つのテーマに対して、各局が連携して、政策評価を行うことを提案する。(野中委員(第2回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回評価会において、21年度に実施する政策のうち4つのテーマ(米政策・水田農業政策、有機農業の推進、バイオマスの利活用の推進、食品の安全性の確保)について、施策間の関連性について説明した。 21年度政策の評価を実施するに当たっては、施策間の関連性を考慮しながら評価を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの施策は、相互に様々な形で関連しており、個別の施策の評価に当たっても、他の施策との関連性を意識しながら評価することが必要。(八木委員(第3回)) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 第2回評価会において、政策分野の目標設定と併せて、所管している政策分野毎に食の安全という業務が、どのように関わっているのかを説明してもらいたい。(八木座長(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回評価会において、全政策分野について食の安全業務との関わりについて説明した。
I-① 「食品産業の競争力の強化」	<ul style="list-style-type: none"> 食料産業クラスター関係の事業と農商工連携関係の事業は、同様な事業になると思われるが、無駄に同じような事業を実施していないのか整合性を図ること。(長谷川委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、同様の事業はないことを回答した。

(総合食料局)	<ul style="list-style-type: none"> 18年度、食料産業クラスターに参画した食品製造業の国産原材料の仕入金額が減少しているが、理由は何か教えて欲しい。(長谷川委員 (第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、中国産食品等の影響により国産需要が増え、国産原材料価格が高騰したため外国産へシフトせざるを得なかったこと等、減少した要因を回答するとともに、評価書にその要因を記述した。
I-② 「主要食糧の需給の安定の確保」 (総合食料局)	<ul style="list-style-type: none"> 生産調整の実効性が確保されたか端的に判定できるような指標とすべきではないのか。(合瀬委員、長谷川委員 (第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度政策の評価に当たっては、現行の指標に加え、生産調整の実効性が確保されたか端的に判定でき、かつアウトカム指標である「全国の需要量に関する情報に対する主食用米の過剰生産量の割合」を指標として追加した。
	<ul style="list-style-type: none"> 生産調整の実効性を確保するための指標は、「すべての水稻生産農業者に対して生産数量の目標を通知している地域協議会等の割合」を高くすることとしているが、これはアウトプット指標なので、アウトカム指標とすべきではないのか。(長谷川委員 (第1回)) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生産調整の実効性確保については、水稻生産実施計画書を出したからといって、生産調整の実効性が確保されているわけではない。生産調整の実効性確保ということが目標に掲げられている以上、現状からすると「実効性が確保されていない」と明確に書くべきではないか。(田中委員 (第3回)) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 米が過剰生産された場合、国が買い上げて価格を維持しており、生産調整に参加しなかった人も恩恵を受けることになる。このため、生産調整に参加している人は不公平感を感じており、これをどのように受け止めているのか。(田中委員 (第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、不公平感があることは承知しており、現在、検討している米政策の中で、どのような取組が適しているのかを検討している旨を回答した。
	<ul style="list-style-type: none"> 「20/21の主食用等の需給見通し」の表に、MA米が含まれていないとのことだが、このように米政策の全体像が分かり難い。(田中委員 (第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回評価会において、MA米輸入と生産調整の関係等について説明した。
	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価総括組織(情報評価課長)の所見」欄において、「生産調整目標を超過していることから」という記述があるが、これでは、生産調整が進んでいるように読めるため、修正して欲しい。(長谷川委員 (第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の指摘を踏まえ評価書を修正した。
<ul style="list-style-type: none"> 今年から米粉や飼料用米の生産を推進しているが、米粉等を作っても販売できるのかを危惧している、これに関して、生産した米粉等を販売するような仕組みになっているのか、目標として掲げられているのか。(合瀬委員 (第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回評価会において、米粉や飼料用米は、実需者との結びつきを前提にして作付けしていくこととしており、作ったものが売れないということがないように関係者の連携のもと実施していくこと、また、21年度政策の評価書において、新たに「米穀の新用途への利用の促進」を指標として設定した旨を回答した。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故米穀の不正規流通問題に関する参考資料は、11月28日付けであり、古いのではないのか。(合瀬委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回評価会において、残っている課題としては、米流通制度の検討、業務・組織の改革があり、それらの実質的な対応は21年度になるため、資料として提示できなかった旨を回答した。 ・ また、第2回評価会において、事故米穀の不正規流通問題を二度と発生させないため、政策評価においては、「消費者が安心して購入・消費できる食料の販売」という指標を設定したことを説明した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月に、販売した輸入米の袋に基準の4倍の鉛が出たという報道があったが、総合食料局、消費・安全局でどういう対応がされていたのか、後日説明して欲しい。(八木座長(第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料を用意して個別に説明する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「外国産麦の価格」や「国内産麦の品質」について、どのように評価・分析しているのか。また、自給率の向上を考えた場合、国内産麦の指標は、品質だけで良いのか。(澤登委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回評価会において、外国産麦と代替できるような品質の国内産麦を作る必要があると説明した。また、第2回評価会において、生産局の目標に「麦の新品種作付シェア」の拡大があることを説明した。
<p>Ⅱ-③ 「食の安全及び消費者の信頼の確保」 (消費・安全局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品の安全性の確保」については、科学的評価に基づけば「おおむね有効」となるのかもしれないが、消費者の信頼も含め食品に対する安全性が保たれたのか、総合評価でしか評価できないとは思わないので、政策分野や目標レベルでもロジカルに目標設定し、評価して欲しい。(長谷川委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21年度政策の評価に当たっては、当政策分野についての目指すべき姿を達成できているか否かを総合的に評価することとする。
<p>Ⅱ-④ 「望ましい食生活の実現に向けた食育の推進」 (消費・安全局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進について評価する際に、2つの目標だけで評価できるのか疑問。また、「教育ファーム推進のための計画の策定予定なし」と回答した市町村が6割もあることについて、その原因を分析すべき。(澤登委員(第3回)) ・ 食育の推進については、2つの目標だけで成果は出ていると評価しているが、国民は暮らしのつながりの中で見ており、食育推進基本計画における他の目標も踏まえて評価されたい。(長谷川委員(第3回)) ・ 当政策分野においては、厚生労働省も目標を設定し評価を実施していると思うが、それら評価と方向性は同じなのか、データがあれば示して欲しい。また、文部科学省との連携はどうなっているのか。(棕田委員、田中委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21年度政策の評価において、なぜ6割の市町村が「教育ファーム推進のための計画の策定予定なし」と回答したのか分析を深めることとする。 ・ 委員意見として受け止める。 ・ なお、食育基本法、食育推進基本計画に基づき、内閣府食育推進室、厚生労働省、文部科学省等関係府省と連携して、食育の推進に努めていることを20年度評価書に記載した。

	<ul style="list-style-type: none"> 「望ましい食生活の実現に向けた食育の推進」は、「食品の安全確保とは直接関係しない」とされているが、自ら食品の安全について考えることが重要で、その視点は、食育でも欠かせない。(長谷川委員 (第2回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回評価会に提出した「政策分野と食の安全業務との関わりについて」の資料の中で、食品の安全確保に関する施策は、食品を摂取することによって起こる健康被害を未然に防ぐために行っているリスク管理施策であり、これは政策評価の項目上、食育と区別して実施していることを説明した。 なお、委員意見のとおり、食品の安全性について正しい知識を持ち、食について自ら考え、判断できる能力を養成することは、健全な食生活を送る上で重要であることから、食育の取組においても、食品の選び方等食の安全に関する基礎的知識等についても情報提供に努めている。
<p>Ⅲ-⑤ 「国産農畜産物の競争力の強化」(生産局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自給率の向上を考えた場合、国内産麦について、総合食料局にある指標「需給に応じた良質な国内産麦の供給」だけで良いのか。(澤登委員 (第1回)) コスト低減に関する目標があるが、政策の必要性、有効性、効率性というのを分析する上では、施策の主な政策手段が具体的な取組内容にどのように繋がっていて、それが具体的にどのようにコスト削減に繋がっているのかという政策の寄与度を分析することが必要。(棕田委員 (第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回評価会において、生産局の目標に「麦の新品種作付シェア」の拡大があることを説明した。 委員意見として受け止める。
<p>Ⅲ-⑥ 「環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換」(生産局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> たい肥の施用量の達成率とエコファーマーの認定件数の達成率を合算して平均を取り、それを目標全体の達成状況に用いているが、両指標には関係がないため、それぞれ分けて評価すべき。(長谷川委員 (第1回)) たい肥の施用量が減ったことに対する要因・分析が甘いので、もっと分析を深めるべき。また、それに伴った反映の方向性を示すべき。(合瀬委員、長谷川委員、野中委員 (第1回)) 耕種農家に利用されるたい肥になるためには、品質も重要なので、施用量だけでなく、品質に関する目標を加えてはどうか。(澤登委員 (第1回)) エコファーマーが増えているが、増えることによって何が良くなったか、何が変わったのか、食の安全・安心にどのような影響があったのかなどを教えてください。(田中委員 (第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度政策の評価に当たっては、2つの目標に分けて評価することとした。 第2回評価会において、たい肥の施用量が減った要因について分析した結果を報告するとともに、評価書に分析内容を記載した。 耕種農家や作物により、たい肥に求められる品質は大きく異なるなど、品質に関する基準の設定が困難であること等から、21年度目標にたい肥の品質に関する目標を盛り込まなかった旨を個別に説明した。 第3回評価会において、エコファーマー認定の効果について説明するとともに、評価書に記載した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコファーマーの認定制度は、農家側が資材の過剰投入に気づいた時期に開始されたこともあり、初期に認定を受けた農業者については一定の成果が出た。これから先どのように推進していくかが課題。(澤登委員(第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコファーマーのネットワークの構築を進めており、こうした取組を通じてエコファーマー制度に関する課題・要望等について整理を行い、今後の制度運営に活かしていきたい旨を個別に説明する。
	<p>(土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲わらをたい肥化することは、かなりの労力がかかり、技術的に可能だからといって農家に強いるのは、現場の状況にあっているのか疑問。もう少し現状を分析する必要がある。(澤登委員(第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲わらは、畜産農家から飼料や敷きわら、たい肥原材料としてのニーズが高く、また、耕種農家からは、自らが希望する品質のたい肥を求める声がある。このため、稲わらやたい肥の利用も含め耕畜連携の推進に自ら取り組む意欲のある地域、農業者を対象に、耕畜連携システムの構築や必要な機械・施設の整備に対して助成措置等を講じている旨を個別に説明する。
<p>IV-⑦ 「意欲と能力のある担い手の育成・確保」 (経営局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用就業の方が、新規就業者を獲得しやすいことから、雇用就業を増加させるための法人育成を優先すべきではないか。(長谷川委員(第1回)) (VII-⑭「水産業の健全な発展」で出された意見の再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21年度政策の評価に向けて、法人数や雇用就業者数の指標やデータを追加した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の展望に示されている営農類型別の農業経営の指標に所得があるが、これをクリアしている農業者は、どれくらいいるのか。(合瀬委員(第2回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回評価会において、所得確保のために水田・畑作経営安定対策等を講じ、農業経営改善計画の認定数を目標として設定しており、今後、どのような目標を設定するかについては、次の基本計画の中で検討していくと回答した。 ・ また、第3回評価会において、営農類型別の所得をクリアしている人の統計は取っていないと回答した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営改善計画の認定数は右肩上がりになっているが、農業経営改善計画は順調に達成されているのか検証することが必要ではないか。(合瀬委員(第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回評価会において、農業経営改善計画の達成状況について、どのような資料が作れるのか検討する旨を回答し、第4回評価会で説明する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「担い手」という用語が、他局でも出てくるが、将来的に担い手をどう育成していくのかという大きな目標の中で、担い手の概念が局間で一致しているかが疑問。(野中委員(第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料を準備し、第4回評価会で説明する。
<p>IV-⑧ 「農業者への経営支援の条件整備」 (経営局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改善・見直しの方向性」において、「農協の経営には、未だ、販売努力に欠けている、農業の担い手のニーズに応え切れていない、消費者との連携が不足しているなどの課題・批判がある」としている中、達成状況は「おおむね有効」となっており、そのような評価でよいのか疑問。(長谷川委員(第1回)) ・ 農協に係る指標はアウトプット指標であるため、アウトカム指標にすべきではないのか。(長谷川委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回評価会において、評価書内で定めている「達成状況の判定方法」から判断すれば、「おおむね有効」となると回答した。 ・ なお、「改善・見直しの方向性」に「国の指導・監督がどの程度有効であったのかを総合的に判断するための指標を設定する」と記述し、21年度政策の評価に向け新たな目標や指標を設定した。

	<ul style="list-style-type: none"> 指標に「生産資材コストが現状より低下すること」があるが、個別の資材価格が低下しているのか、それとも全体の使用量が減少しているのか。(澤登委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、「生産資材コスト低減チャレンジプラン」で定められたより安い資材が、どれくらい農家に提供されているかを項目別に検証していると回答した。
	<ul style="list-style-type: none"> 監督指導の結果、生産資材価格の低下が図られたとあるが、具体的にどのような内容か。(棕田委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 監督指導を行った具体的内容を20年度評価書に記述した。
	<ul style="list-style-type: none"> 農協は営農指導離れが進んでいる一方、生産調整においては重要な役割を担っている。 今回、「達成状況の判定基準」により、「営農指導機能が現状より強化されること」は良い評価となっているが、農協の営農指導については、どのようなところを捉えて評価しているのか。(野中委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、営農指導機能の強化については、資格認証試験制度の導入が進めば、営農指導の質の向上がなされると考え、それを捉えて評価している旨を回答した。
	<ul style="list-style-type: none"> 目標「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」について、農協への指導等の結果の評価だけでなく、顧客である農家が農協の機能をどのように評価しているのかを併せて分析することが必要。(棕田委員(第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 「農協の新事業像の構築に関する研究会」の検討結果等を踏まえ、どのような評価が適切か検討する。
V-⑨ 「農地・農業用水等の整備・保全」 (農村振興局)	<ul style="list-style-type: none"> 「担い手」という用語が、他局でも出てくるが、将来的に担い手をどう育成していくのかという大きな目標の中で、担い手の概念が局間で一致しているかが疑問。(野中委員(第3回)) (再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 資料を準備し、第4回評価会で説明する。
V-⑩ 「都市との共生・対流等による農村の振興」 (農村振興局)	<ul style="list-style-type: none"> 都市と農村の交流や都市農業を振興するためには、マンパワーが不足していることを認識して、施策を進めるべき。(長谷川委員(第1回)) 景観農業振興地域整備計画を策定する目標は、2年連続、C評価になったことから、目標も事業も全て廃止し、新たな目標や事業を検討してはどうか。(田中委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 委員意見として受け止め、施策を推進する。 21年度目標設定において、現在の目標を廃止した。 景観農業振興地域整備計画を策定するためには、景観計画に景観農業振興地域整備計画に関する基本的事項を定める必要があるため、「基本的事項を定めた景観計画の策定数」を指標として設定した。 また、事業についても見直しを行い、21年度から新たな取組を実施することとした。

<p>VI-⑪ 「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」 (林野庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松くい虫の被害を「微害」に抑えている都府県の割合として、目標値は100%となっているが、実際の達成率は60%台で推移していることから、現実的な目標なのか疑問が残るため、目標を検証すべきではないのか。(棕田委員(第1回)) ・ 森林整備は、漁業資源を維持増加させて行くためにも重要であると思うが、どのように考えているのか。(野中委員(第1回)) ・ 森林によるCO2吸収量そのものや、CDM植林によるクレジット量を目標として設定できないか。(棕田委員(第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気を根絶していこうという行政目的の観点を踏まえれば、達成率100%を目標とせざるを得ないこと、しかし、施策の効果でどの程度変動するかという問題もあり、色々と施策はやっているが実績が横ばいとなっているので、21年度政策の評価に向け新たな目標を設定した。 ・ 委員意見を踏まえ、20年度評価書を修正した。 ・ 第3回評価会において、政策を実施した翌年度に政策評価を行うための実績値が出ないため、目標として設定することが難しい旨を回答した。
<p>VI-⑫ 「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」 (林野庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材ペレットもペレットストーブも、規格がバラバラで使いづらいという話も聞くので、環境バイオマス政策課と連携して、木質バイオマスの利用を推進して欲しい。(長谷川委員(第2回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回評価会において、今後、環境バイオマス政策課と連携していくと回答した。 ・ また、21年度政策の評価書に、「木質ペレットの生産量」をデータとして追加した。
<p>VII-⑬ 「水産物の安定供給の確保」 (水産庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費地と産地の価格差を縮減する達成目標については、昨年度の評価会で、「21年度の目標設定において、流通経費を直接把握する調査に基づき、指標の追加を検討する」と回答していたが、調査はどうなったのか。(田中委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回評価会において、21年度政策の評価に向け、各流通段階ごとの経費の構成と推移についてデータとして追加し、分析していくことを回答した。
<p>VII-⑭ 「水産業の健全な発展」 (水産庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に雇用された方が新規漁業者が参入しやすいと思うが、法人がどの規模の漁船を所有しているのかなど、法人の実態について教えて欲しい。また、沿岸漁業においても、法人化を促進することとしているのか。(合瀬委員(第1回)) ・ 新規就業希望者は多かったが、雇用側の雇用余力が低下したことで、新規就業者の減少に歯止めがかからなかったとの分析であるが、「改善・見直しの方向性」には雇用側の雇用余力をどうするかについて記述されておらず、雇用側の課題に込めているのか。(棕田委員(第1回)) ・ 雇用就業の方が、新規就業者を獲得しやすいことから、雇用就業を増加させるための法人育成を優先すべきではないか。(長谷川委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回評価会において、漁業種により所有する漁船の規模や法人経営の割合が変わること、沿岸漁業においても法人化を促進している旨を回答した。 ・ 第1回評価会において、21年度から雇用側を支援する事業を実施することを説明した。 ・ 第1回評価会において、法人化も進めながら、個人経営についても経営改善を図っていくという両面で振興していくと回答した。

	<ul style="list-style-type: none"> 新規漁業就業者が漁業を続けているかについて、「調査を行い、21年度の評価書に参考データを追加する」と昨年回答している。第1回評価会の評価書にはデータがないが、どうなったのか。(田中委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度政策の評価に向けて、新規漁業就業者の定着状況についてのデータを追加した。
VIII-⑮ 「バイオマスの利活用の推進」 (環境バイオマス政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 米を用いてバイオエタノールを製造する施設を整備している中、水田フル活用により米粉用米や飼料用米の生産振興が図られることになった。これからはバイオエタノール原料の調達が難しくなると思われるが、今後、事業の展開方向を変更するのか。(合瀬委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、事業実施地区においては、バイオエタノール用の多収米を生産してもらうことで合意していることから、事業の展開方向に変更はないと回答した。
	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスタウンが増えたことによって、バイオマスの利活用において、具体的にどのような効果が生まれたのか。(棕田委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、効果を把握していないため、把握した場合は報告する旨を回答した。
	<ul style="list-style-type: none"> 間伐材や剪定枝など非食用の未利用資源を有効に活用するため、国は何か利用計画を定めているのか。(澤登委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、国としては、非食用の未利用資源の利用率を25%にすることを目標とし、バイオマスタウンの取組を推進していると回答した。
	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスの利活用が進んでいないことを踏まえれば、バイオマスタウンが増加しただけでは意味がないので、早急にバイオマスの利活用について把握し、何らかの手を打たないといけないのではないのか。(長谷川委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回評価会において、バイオマスタウン構想の実現の加速化に向け、具体的な戦略を作成してバイオマスの利活用を図っていること、間伐材や稲わらなどの未利用資源を今後更に活用するため研究を推進していることを回答した。 また、21年度政策の評価に向けて、バイオマスの利用率に係るデータを評価書に挿入した。
	<ul style="list-style-type: none"> 木材ペレットもペレットストーブも、規格がバラバラで使いづらいという話も聞くので、林野庁と連携して、木質バイオマスの利用を推進して欲しい。(長谷川委員(第2回))(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回評価会において、今後、林野庁と連携していくと回答した。
IX-⑯ 「食料・農業・農村に関する国際協力の推進」 (国際部)	<ul style="list-style-type: none"> 外国へのアンケート調査について、協力している以上評価が高いのは当然であり、客観的に評価していく必要がある。また、アンケート以外に、国際協力の結果、一定期間後にどのような効果が得られたかについてフォローする必要がある。(田中委員(第3回)) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回評価会において、以下を回答した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 費用を負担してもらっている研修生ではなく、支援先の政府関係者や関係する国際機関に対して、試行的に副次的なアンケートを行っているが、評価のあり方については、今後、工夫していく。 ② 国際協力の成果をフォローする仕組みについては、今後検討していく。